

令和3年度税制改正に関する経済産業省要望

【 概 要 】

令和2年9月

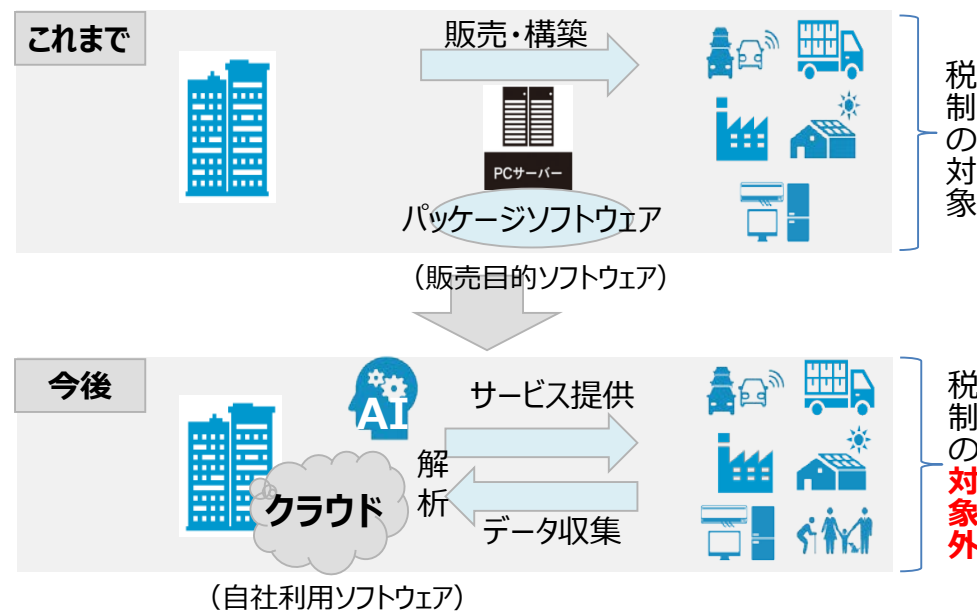
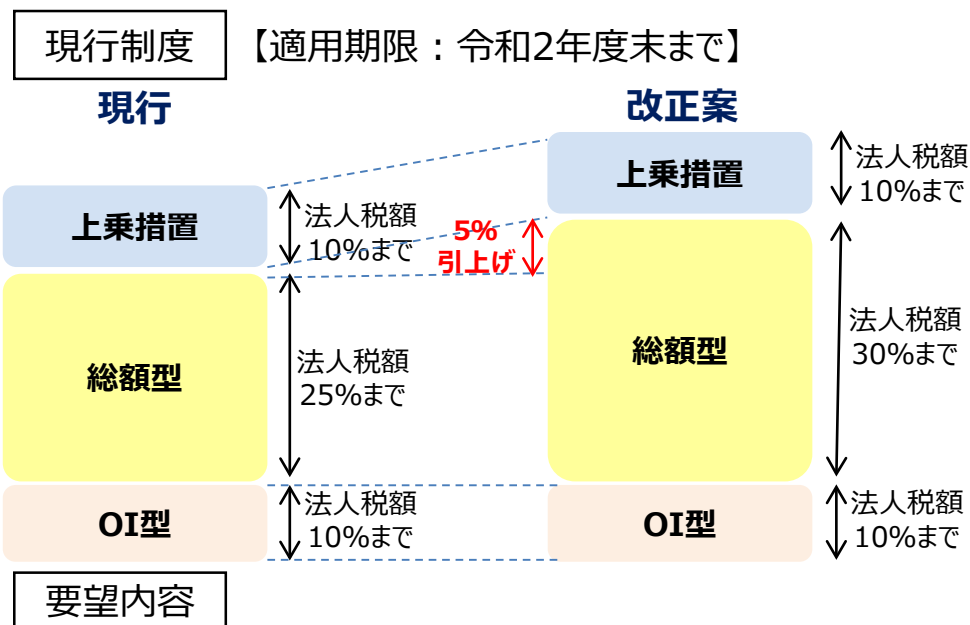
経済産業省

目 次

I. 「新たな日常」に向けた不可逆なビジネスモデル変革を実現する投資促進	2
II. 新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化	19
III. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備 等	47
IV. 制度整備・改善	56
V. 新設・延長・拡充	59
VI. 共同要望（他省庁主管）	63
VII. 廃止・縮減	66

I. 「新たな日常」に向けた不可逆な ビジネスモデル変革を実現する投資促進

- 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。データ・AI活用を加速化する、ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。あらゆる産業において、**大胆にR&D投資を行い、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進が不可欠。**
- そのため、①研究開発投資の増加を促すための「**税額控除上限**」の**引上げ**、②リアルデータ・AIを活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、現状制度の対象外となっている、**クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加**等の措置を要望。

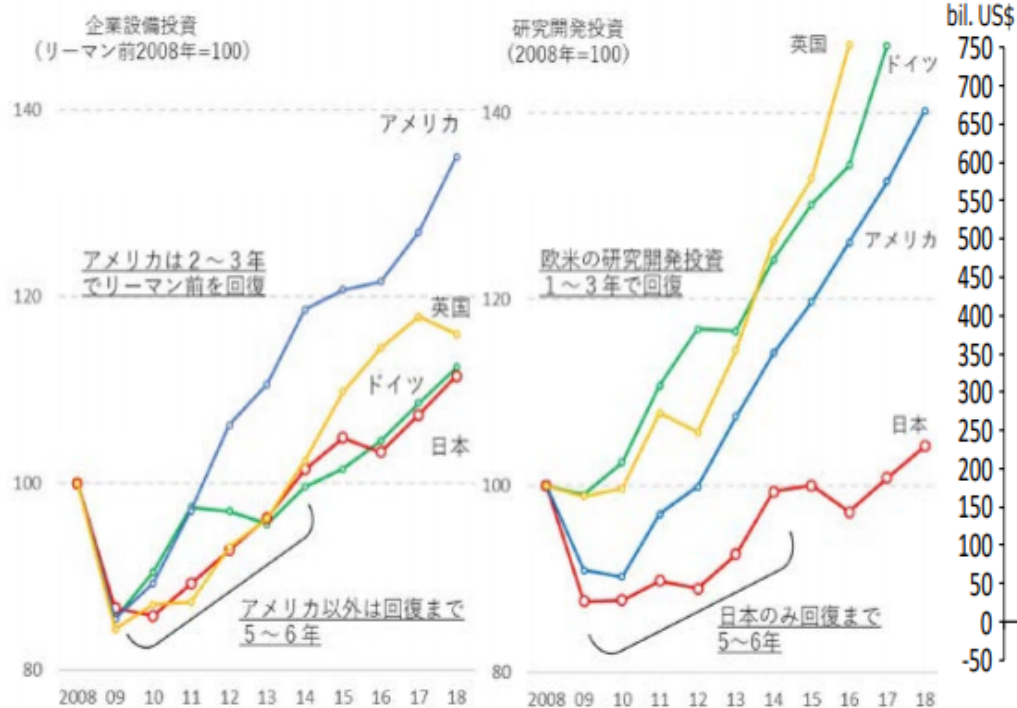


- 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入
- 自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化 (国税庁Q&Aにおける「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化)
- オープンバージョン型の見直し (手続合理化等) ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (2年間延長 (4年度末まで))
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (2年間延長 (4年度末まで))
- 中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (2年間延長 (4年度末まで)) 等

(参考) リーマンショック後に日本の研究開発投資は長く回復せず

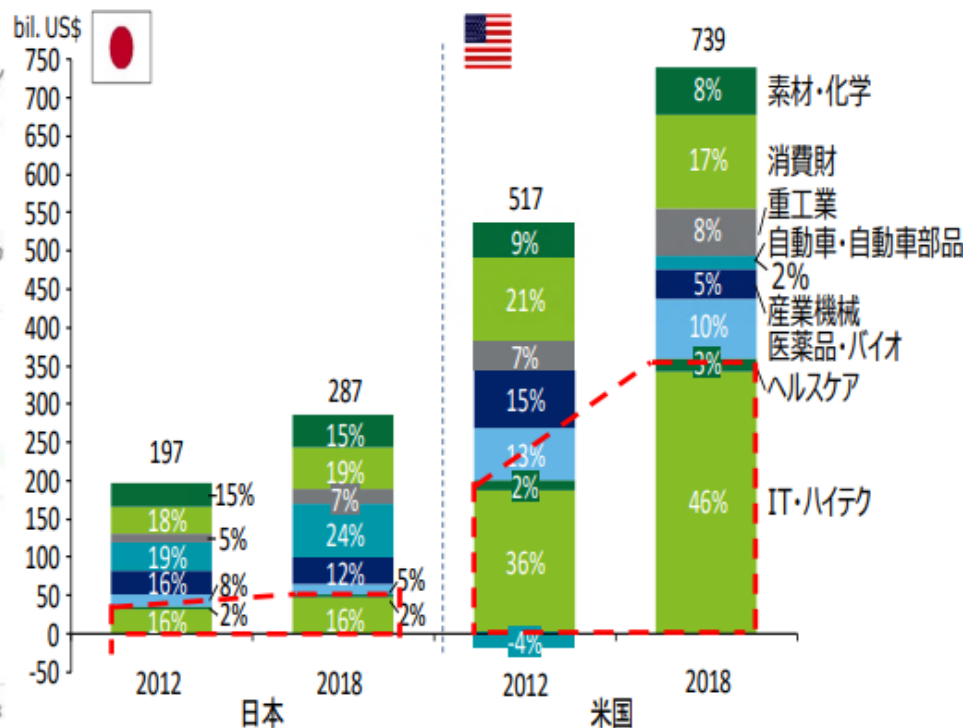
- リーマンショック後、諸外国と比較して日本企業の研究開発投資は回復に長期間を要した。
- 日米比較では、2012～2018年の間に、IT・ハイテク産業の営業利益に大きな開きが発生。

リーマンショック後の企業の設備投資額、研究開発投資額



(出典) 2020年4月27日 経済財政諮問会議 資料4-2 有識者議員提出資料

企業の営業利益のセクター別日米比較



(出典) 経済産業省委託調査事業「国内外のイノベーションシステムを巡る動向調査」

新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題対応への必要性を契機に行う我が国企業のビジネスモデル転換に資する税制措置の検討（法人税・法人住民税・事業税など）

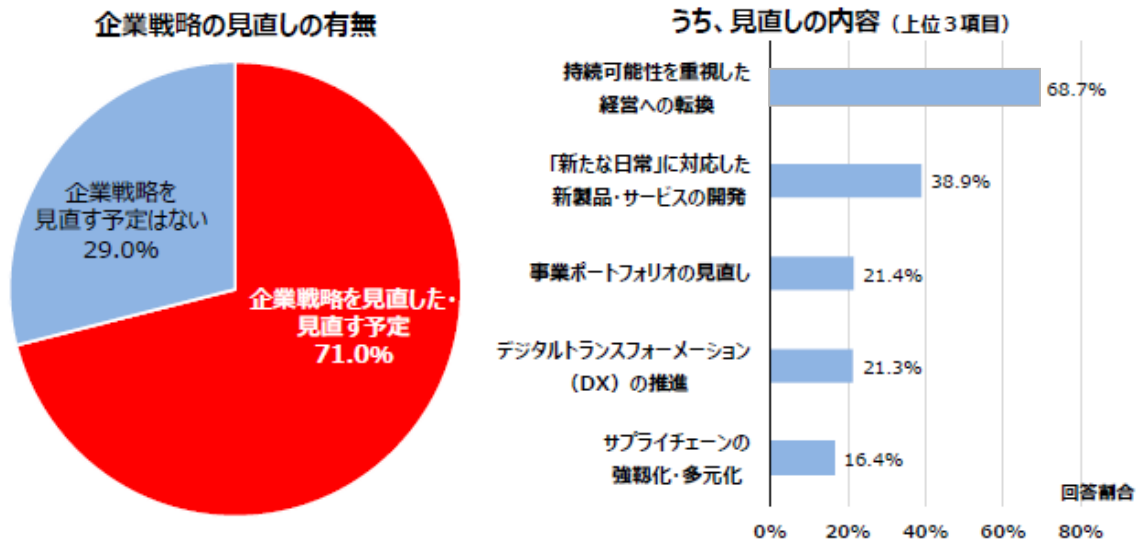
新設等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「人」同士の接触自体がリスクであるといった認識に加え、デジタル化の持つ潜在力が広く現実のものとして認識されるなど、我が国が直面していた産業構造変化が更に加速。ビジネスを取り巻く環境は大きく変化している。
- こうした経済社会における大きな変化に対応した**大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）**に取り組もうとする企業を後押しするための税制措置を検討する。

要望内容

- 大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）を前提に、①コロナ禍による厳しい経営状況からのV字回復の実現と、②事業転換を進めるデジタル関連投資の促進に対する税制措置（例えば、投資に対する特別償却・税額控除や、繰越欠損金の控除上限の引上げなど）等を講じる。

ウイズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた企業戦略の見直し



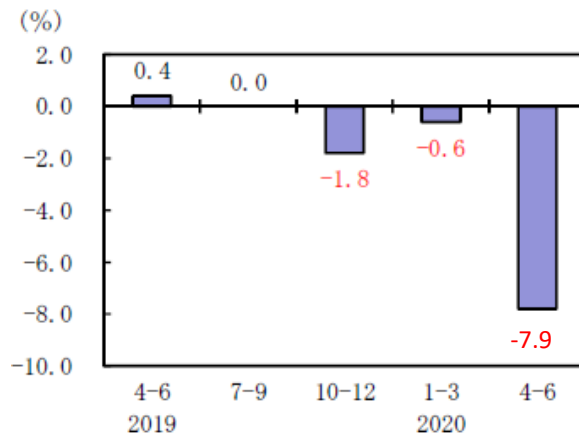
【出所】未来投資会議（令和2年7月30日）

(参考 1) 新型コロナウイルス感染症による我が国経済と企業活動に対する影響

- 令和2年9月8日（火）に発表された本年4-6月期GDPの2次速報によれば、実質GDPは前期比7.9%減、年率換算で28.1%減となっており、リーマンショックの影響を受けた2009年1-3月期を超える過去最大の減少率となった。
- 企業活動も以下のように極めて厳しい状況。
 - 本年6月の売上が前年同月より落ち込んだ企業は81.6%（大企業77.8%）。5月25日の緊急事態宣言の解除や6月19日の都道府県をまたぐ移動自粛の解除などにより、最悪だった5月の87.4%からは改善（▲5.8%）が見られるが、依然として高止まり。
 - 売上減少要因を、BtoCの減少とする企業が24.1%、BtoBとする企業が58.6%と要因は広範にわたっている。
 - 国や自治体、金融機関の各種支援策を利用した又は利用する可能性があると回答した企業は68.6%（大企業でも44.5%）と政策支援へのニーズが極めて高くなっている状況。

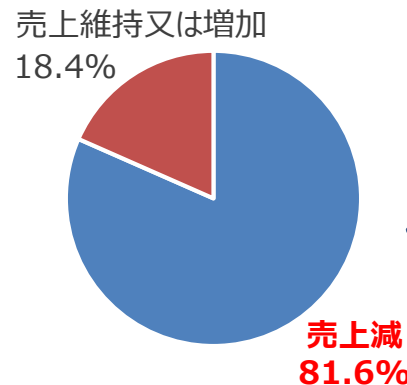
（東京商工リサーチ「第6回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」）

実質GDP成長率の推移

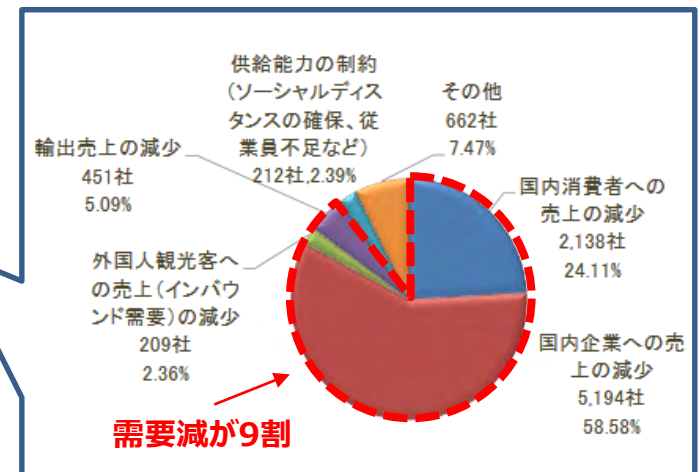


【出所】2020年4～6月期四半期別GDP速報（1次速報値）一部加工

売上増減企業割合



売上減少の理由



【出所】東京商工リサーチ「第6回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

(参考2) 海外におけるビジネスモデル転換の例

- 海外では、DXを通じて従来型のビジネスモデルを転換し、生産性向上を実現する事例が出現。
- ポルシェ社（独・製造）は、シーメンス社が開発した製造現場でのデータ収集・分析を通じて柔軟に生産ラインを調整できるシステム活用し、製造オペレーション変革を行うなど、製造現場のDXを実現。
- ウォルマート社（米・小売）は近年、EC事業を拡大し、Amazon等に対抗。また、ECと実店舗を融合させた新たな取組（レジなし店舗の実現や店舗の物流拠点化など）により、コロナ禍においても収益を向上。

ポルシェ社（独・製造）

「デジタルツイン」の仮想空間シミュレーション



AGV（無人搬送車）を活用した
生産ライン柔軟化

ウォルマート社（米・小売）

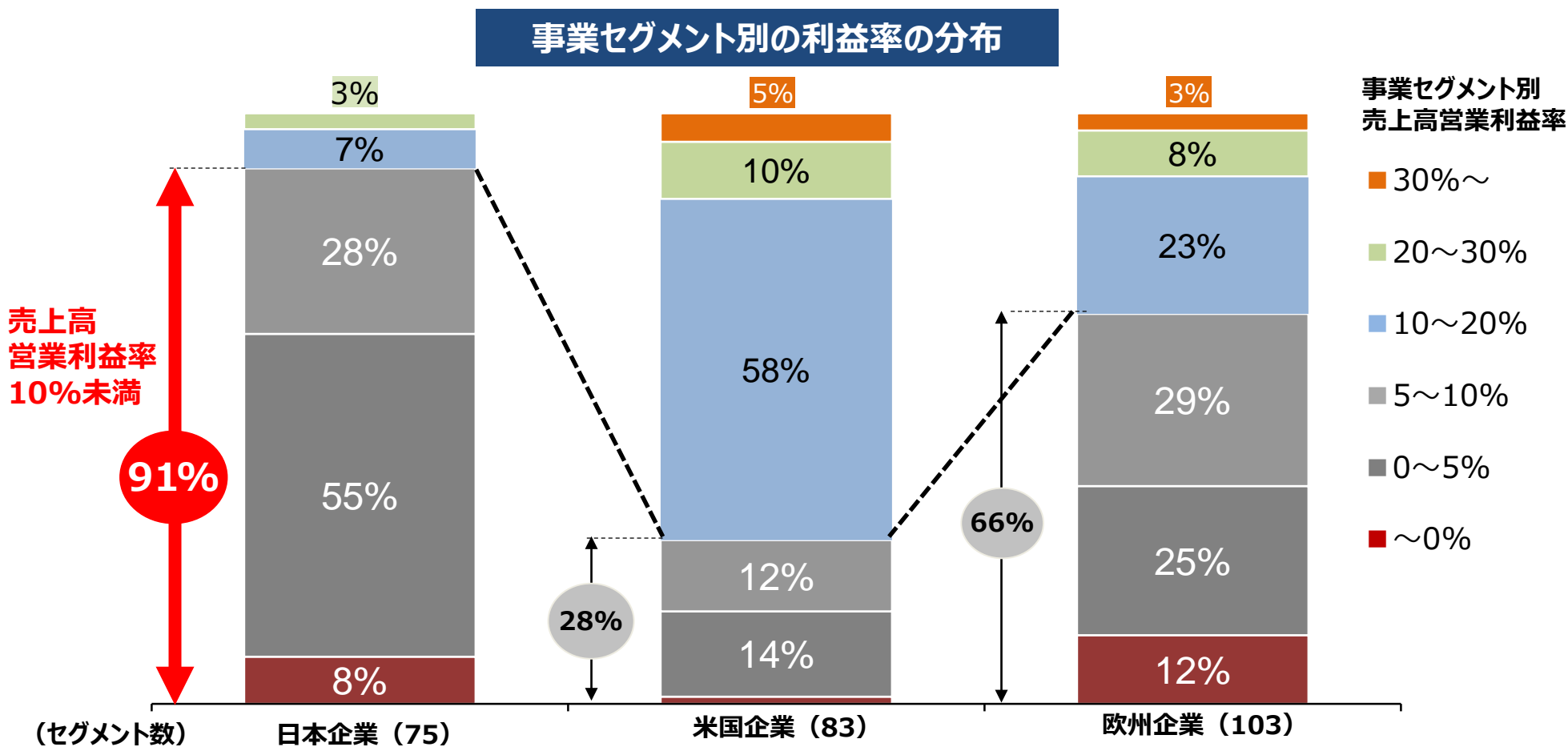
オムニチャネル化: 店舗=物流拠点に

レジ無し店舗システム



(参考3) 日本企業全体の売上高のうち9割が「低収益セグメント」から (令和2年6月産構審総会)

- 売上高に占める「低収益セグメント」の割合は、**米国企業が3割、欧州企業が7割**であるのに対して、**日本企業は9割**。
- 日本企業は低収益セグメントを抱え込む傾向があり、そのことが全体の収益性が低い一因になっているという指摘あり。



【出所】 Bloombergデータベースを元に、デロイト・トーマツコンサルティング作成した資料を経済産業省にて加工。事業セグメント別売上高・営業利益の両方を、06-13年度の8期連続で取得可能な世界連結売上TOP500の中から、各国別多角化度（ハーフィンゲル指数）上位50%、海外売上高比率20%以上の企業を対象に分析。

企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とするM&Aの円滑化

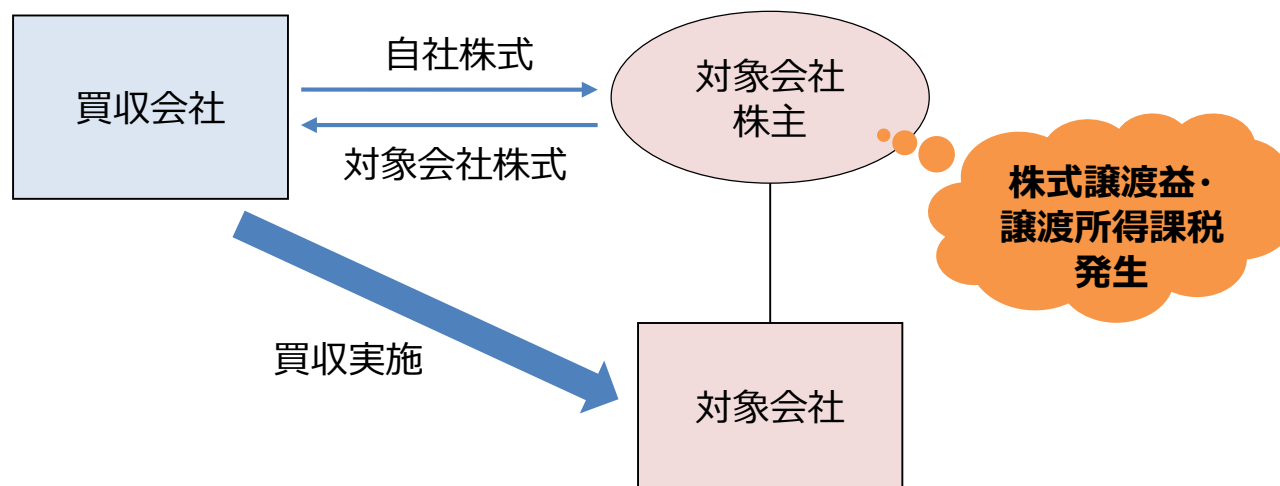
新設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 令和元年12月に成立した改正会社法（令和3年春施行予定）により、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設された。
- これを踏まえ、機動的な事業再構築を促すため、自社株式等を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益に対する課税繰延を措置する。この際、事前認定を不要とするなど実効的、かつ恒久的な制度とする。

現行制度

(自社株式を対価とする場合の例)



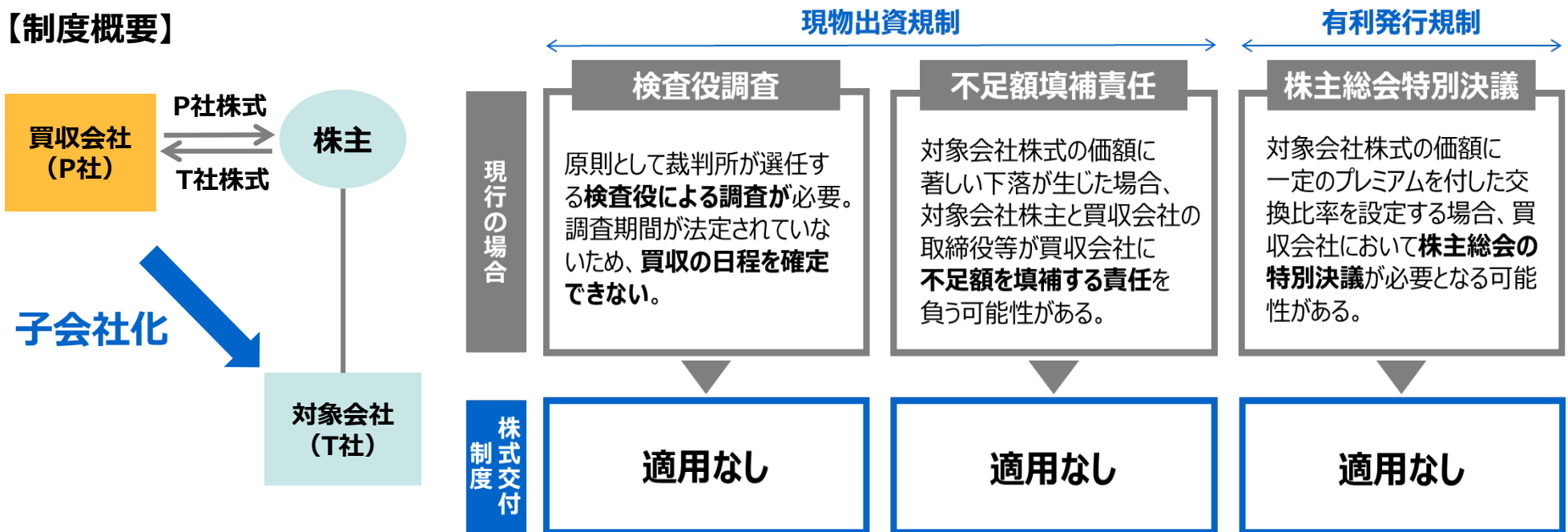
要望内容

- 自社株式等を対価としたM&Aに応じた対象会社の株主について、株式譲渡益・譲渡所得への課税の繰延措置を講ずる。（事前認定及び期限の定めなし）

(参考 1) 会社法改正による「株式交付制度」の創設

- 令和元年12月に成立した改正会社法（令和3年春施行予定）において、事業再編の円滑化を促進することを目的として、新たに「株式交付制度」が創設され、株式対価M&Aが会社法上の再編類型の1つとして位置付けられた。
- これにより、これまで株式対価M&Aを行う上で障害の1つとなっていた「株式発行に対する規制」が撤廃され、手続が合理化。

【制度概要】



(参考2) 株式対価M&Aの意義

- 株式対価M&Aにより、(コロナ禍においても) 手元資金を確保又は事業再編以外の用途に回しつつ、大規模な事業再編が実現可能になるなど、攻めの投資戦略の中で企業の選択肢を増やすことができる。
- また、買収される会社の株主(対象会社株主)は、事業再編後も両社のシナジー発揮により企業価値を向上させるインセンティブが働く。

① 事業再編機会の拡大

- ◆ 手元資金や借入可能額を上回る大規模な事業再編が実現可能になる。
- ◆ 特に、株式市場で将来の成長が期待されているが足元で資金に余裕の無い新興企業や、大規模な事業ポートフォリオ見直しを図る既存企業に効果的。

② 資金効率の上昇

- ◆ 事業再編に自社株式を用いることで、手元資金を他の用途(設備投資、人件費等)に回しつつ、事業再編を実現できる。
※コロナ禍等の資金繰りが逼迫する環境下でも、事業再編を実施できる。

③ 対象会社株主のシナジー享受・インセンティブ

- ◆ 対象会社株主が買収会社の株式を取得した結果、
(1)対象会社株主が事業再編によるシナジー(相乗効果)を享受できる
(2)対象会社株主にも事業再編後の企業価値向上へのインセンティブが生じるため、当該株主と協働関係を築きやすい
※ 例えば、対象会社の経営者が株主である場合など

(参考) 会社法上の「株式交換」の場合、現行制度でも一定の要件下で課税繰延措置が認められているが、対象会社を100%子会社化する場合に限定されていることや、対象会社側においても株主総会(特別決議)が必要なこと等、制約が多い。

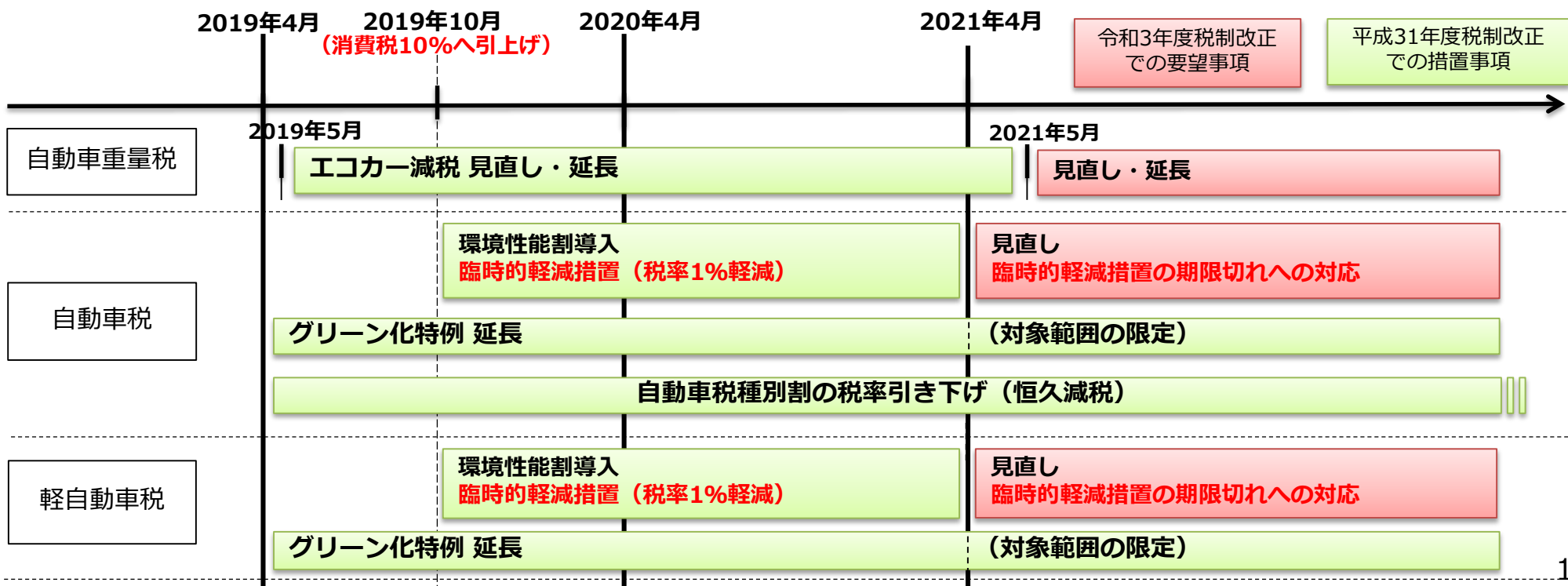
車体課税の延長・見直し（要望事項の全体像）

（1）取得時等にかかる税負担の大幅な軽減

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることを踏まえ、**自動車取得時にかかるユーザー負担の大幅な軽減を図る観点から、以下を要望する。**
 - ①エコカー減税（自動車重量税）の延長・見直し
 - ②環境性能割の臨時的軽減等を含めた、取得時の負担軽減
※燃費基準の切り替え（2020⇒2030）に伴う見直しの議論あり

（2）将来のモビリティ社会像を見据えた課税のあり方の検討

- CASEやMaaS等の100年に一度の大変革による将来のモビリティ社会像を見据えつつ、**自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえ、検討を行う。**



- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることを踏まえ、**自動車取得時等にかかるユーザー負担の大幅な軽減を図る。**
- 具体的には、**エコカー減税の延長・見直し、環境性能割の臨時的軽減等を含めた、取得時の負担軽減を行う。** ※延長・見直しに際し、燃費基準等の切り替えに伴う議論が必要。

現行制度

<エコカー減税>

	令和元年5月1日～ 令和3年4月30日	
	初回車検	2回目車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2020基準 + 90%	免税	免税
2020基準 + 50%	免税	
2020基準 + 40%	免税	
2020基準 + 30%	▲50%	
2020基準 + 20%	▲50%	
2020基準 + 10%	▲25%	
2020基準達成	▲25%	
2015基準 + 10%	当分の間税率	

<環境性能割>

	令和元年10月1日～令和3年3月31日 (～令和3年3月31日までは限時的軽減：赤字)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	非課税	非課税
2020基準 + 20%	非課税	非課税
2020基準 + 10%	1% ⇒ 非課税	非課税
2020基準達成	2% ⇒ 1%	1% ⇒ 非課税
2015基準 + 10%	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%
上記以外の自動車	3% ⇒ 2%	2% ⇒ 1%

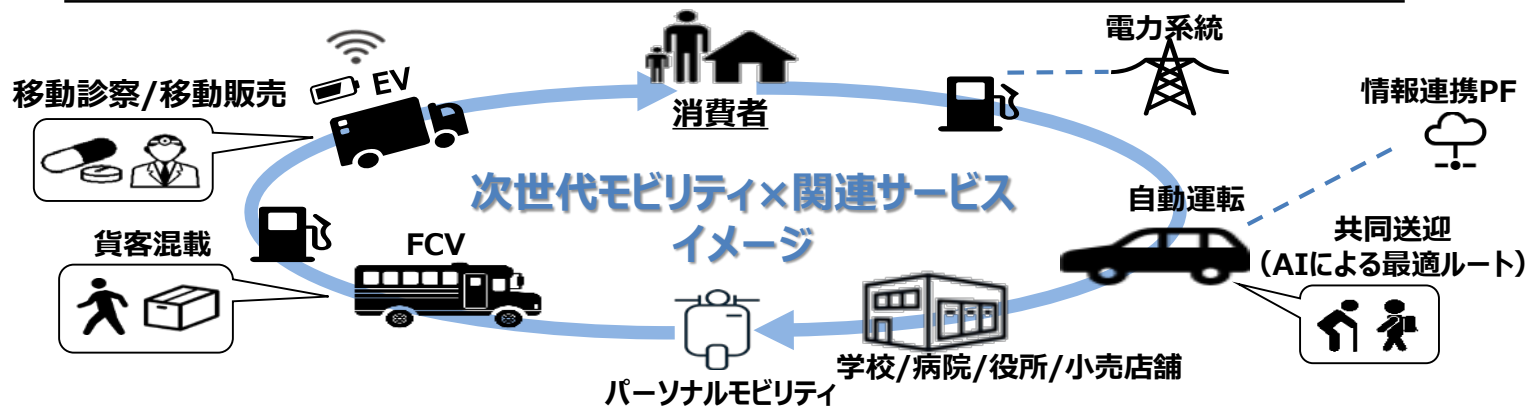
※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

要望内容

○期限切れとなるエコカー減税の延長・見直し、環境性能割の見直しによる取得時の負担軽減

- 自動車業界は、CASEやMaaS等の100年に一度の大変革に直面。コネクテッド技術等の新たな技術の進展に加え、自動車のみならず、多様な移動手段・サービス等が登場する等、今後、モビリティ社会自体が大きく変容していく可能性が高い。
- こうした自動車を取り巻く環境変化に際し、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、簡素化等の視点も踏まえ、検討を行う。

イメージ：モビリティ × サービス × エネルギー × デジタル × インフラ



(参考) 平成31年度、令和2年度 与党税制改正大綱

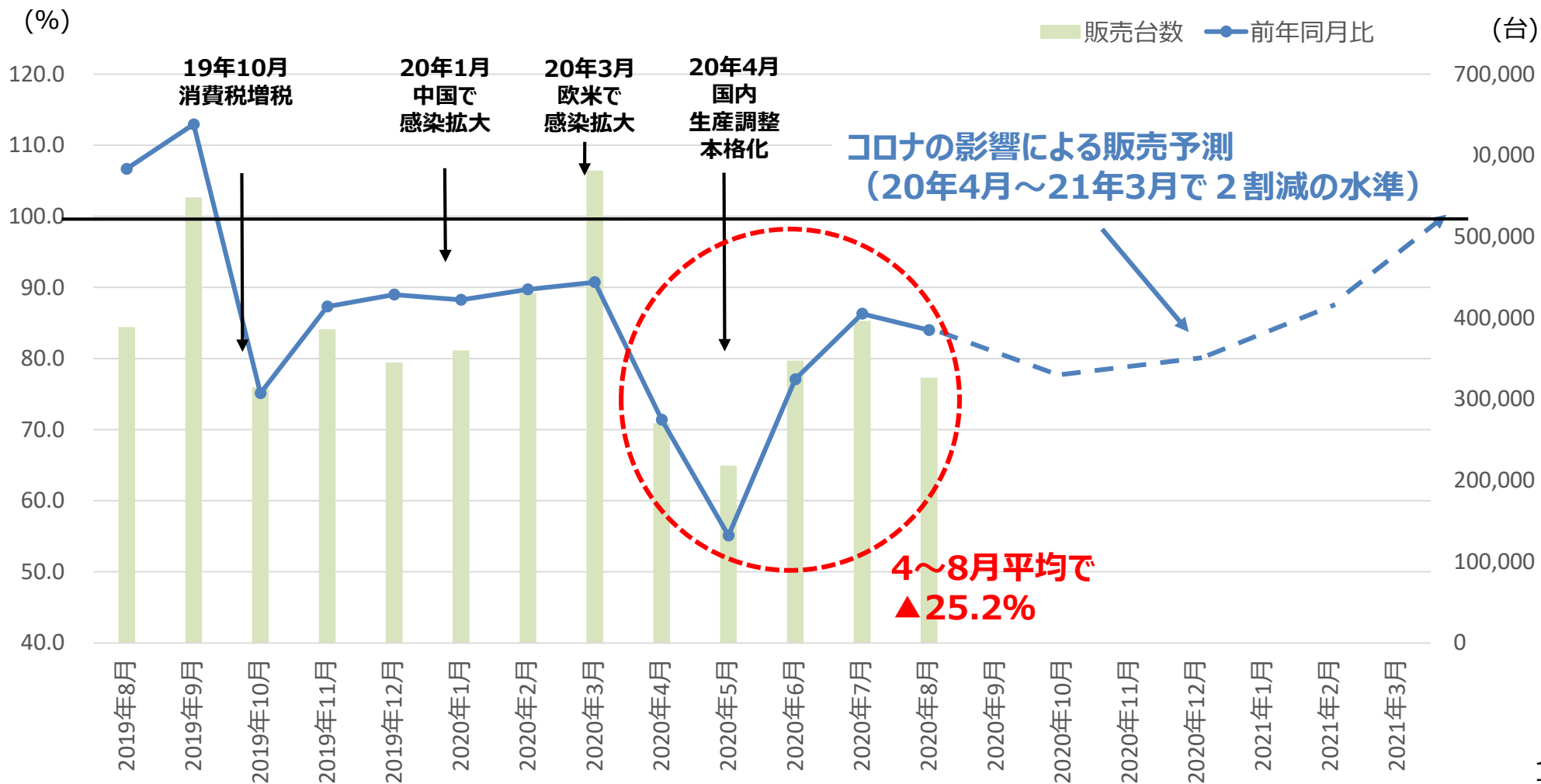
【検討事項】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(参考1) 自動車の国内需要の状況

- 国内販売（5月）：前年同月比約45%減（東日本大震災時以来の最低水準）。
- 20年度全体：2割減の見込み。仮に秋冬に需要が落ち込めば3割減の可能性も。

国内販売台数の対前年同月比、販売台数の推移



(参考2) 自動車の国内需要の減少による、他産業への波及

- 裾野の広い自動車産業は他産業への波及効果が全産業を通じて最大。自動車の国内販売台数減により、鉄鋼、工作機械、ガラス等の受注・生産はいずれも軒並み大幅減。

【鉄鋼】



【出所】(一社)日本鉄鋼連盟統計より。普通鋼及び特殊鋼の受注高のうち、全体(内需計)と自動車向けを前年同月比で比較。

【工作機械】



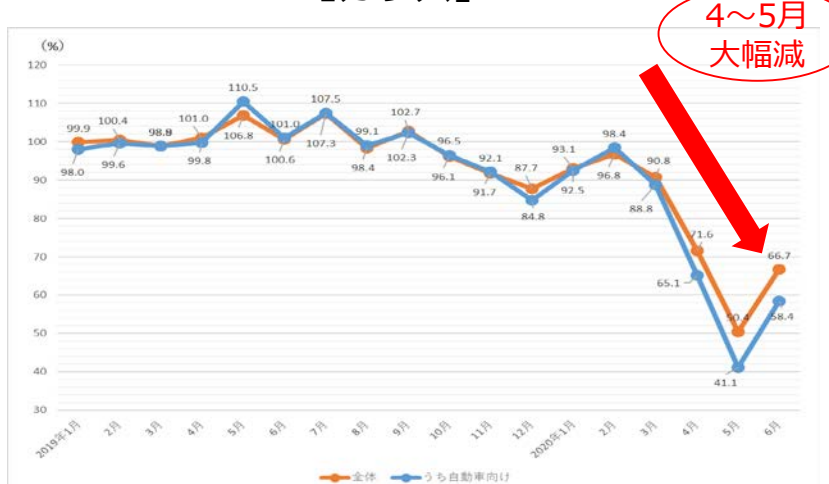
【出所】(一社)日本工作機械工業会統計より。受注高のうち、全体(内需計)と自動車向けを前年同月比で比較。

【軸受 (ベアリング)】



【出所】(一社)日本ベアリング工業会統計より。受注高のうち、全体(製造業向け)と自動車向けを前年同月比で比較。

【ガラス】



【出所】板硝子協会統計より。生産数量のうち、全体と自動車向け(安全ガラス)を前年同月比で比較。

- 産業構造の変化を見据えた事業の変革にあたっては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が必要不可欠。
- 「新たな日常」に適応できるよう、外部専門人材の獲得や社内人材の教育強化といった多様な人材投資を図るため、所要の見直しを行う。

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

- 一定以上の賃上げ及び国内設備投資を行った際に、法人税が控除される税制。

（要件）

【通常要件】 ※①②をともに満たすことが必要

- ① 継続雇用者給与等支給額が、前年度比3%以上
- ② 国内設備投資額が、減価償却費の9.5割以上

【上乗せ要件】

- ✓ 教育訓練費が過去2年度平均比20%以上

（税額控除）

【通常要件】

- ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

- ✓ 控除率を5%上乗せ

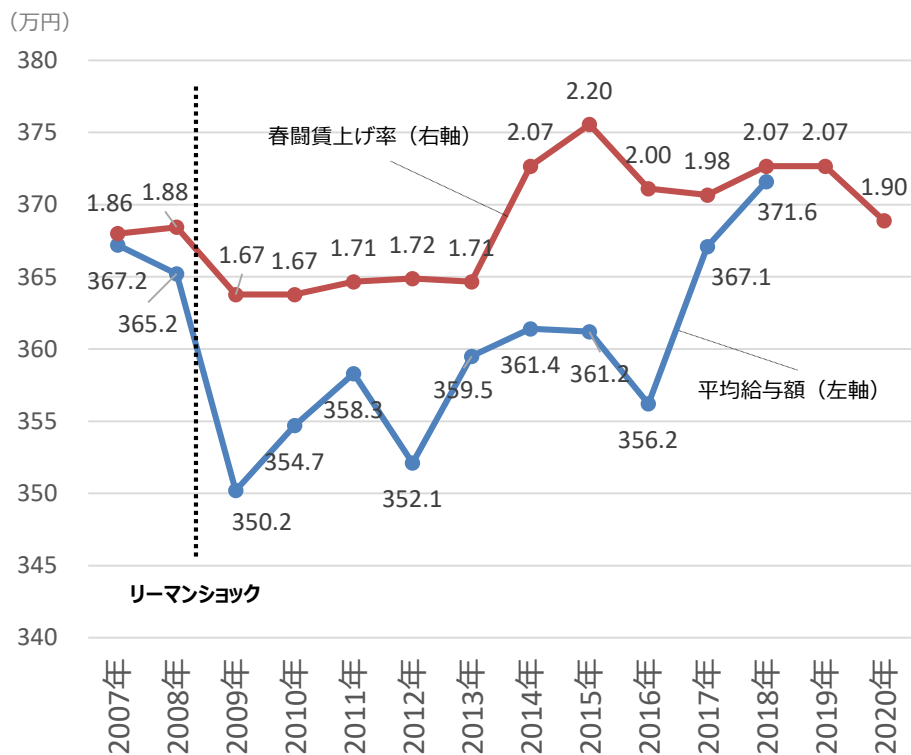
要望内容

- 適用期限を2年間延長。（令和4年度末まで）
- 新たに、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図るため、所要の見直しを行う。

(参考) 給与や教育訓練費のこれまでの現状

- 給与所得者 1 人あたりの平均給与額や賃上げ率は、**これまで堅調に推移**。
- リーマンショック後には、数年にわたり平均給与額や賃上げ率が低下するとともに、教育訓練費の激しい落ち込みも経験。コロナ禍においては、**給与を含めた人材投資の下支え**が必要。

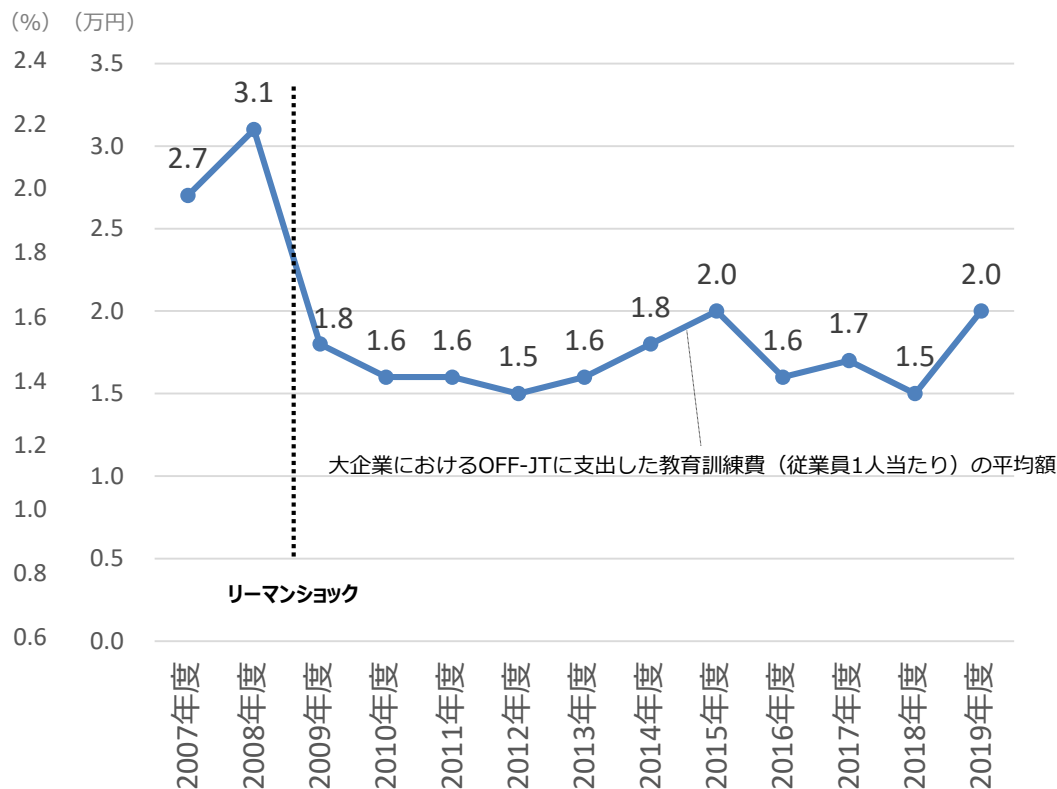
平均給与額及び賃上げ率の推移



※ 1 : 「民間給与実態統計調査」の調査対象は、国税庁が作成する源泉徴収義務者名簿から抽出した標本給与所得者。「給与所得者 1 人あたりの平均給与額」は、各年における 1 年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額）を給与所得者数で除したものである。企業規模を限定しない全体の集計結果であり、2018年が最新値。
 ※ 2 : 「賃上げ率」は、従業員規模を限定しない全体の回答集計結果。

【出所】 国税庁「民間給与実態統計調査」及び 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」

OFF-JTに支出した教育訓練費の推移



※ 1 : 調査対象企業は、常用労働者30人以上を雇用している企業・事業所であり、「大企業」は、そのうち従業員300人以上の企業・事業所（企業規模300人～999人及び1,000人以上の1社あたり教育訓練費の平均額の平均値で算出）を指す。
 ※ 2 : OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。

【出所】 厚生労働省「能力開発基本調査」

Ⅱ. 新型コロナ禍から立ち上がる 中小企業の成長支援・地域経済の活性化

中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

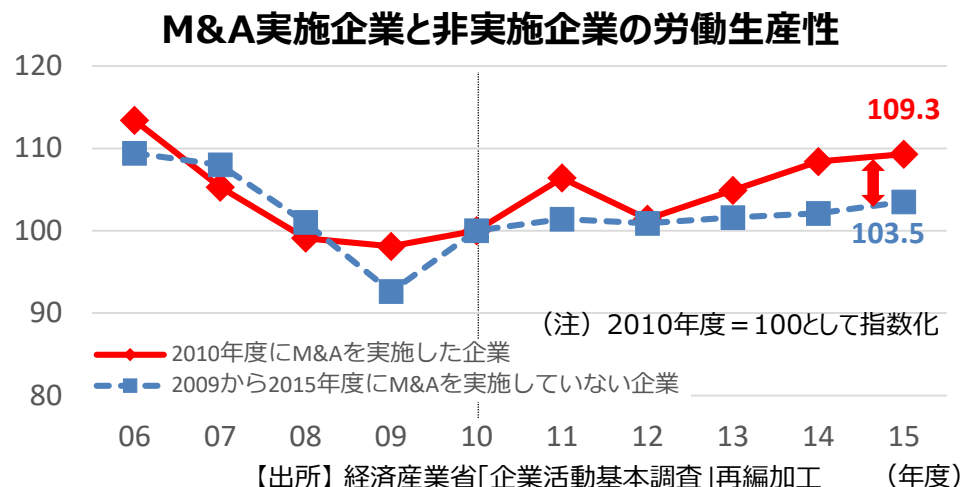
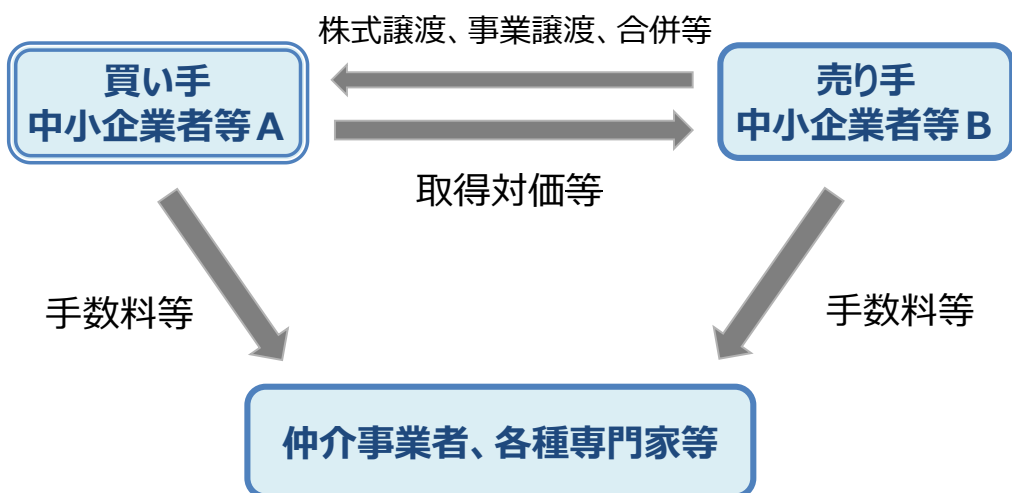
(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

新設

- ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「**新たな日常**」に対応していくことが必要であり、**業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要**。
- この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、**経営資源を集約化等（統合・事業再構築等）**させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、**生産性を向上させることが可能**。
- このため、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、**地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する**。

要望内容

○中小企業による経営資源集約化等に係る税制措置を創設する。



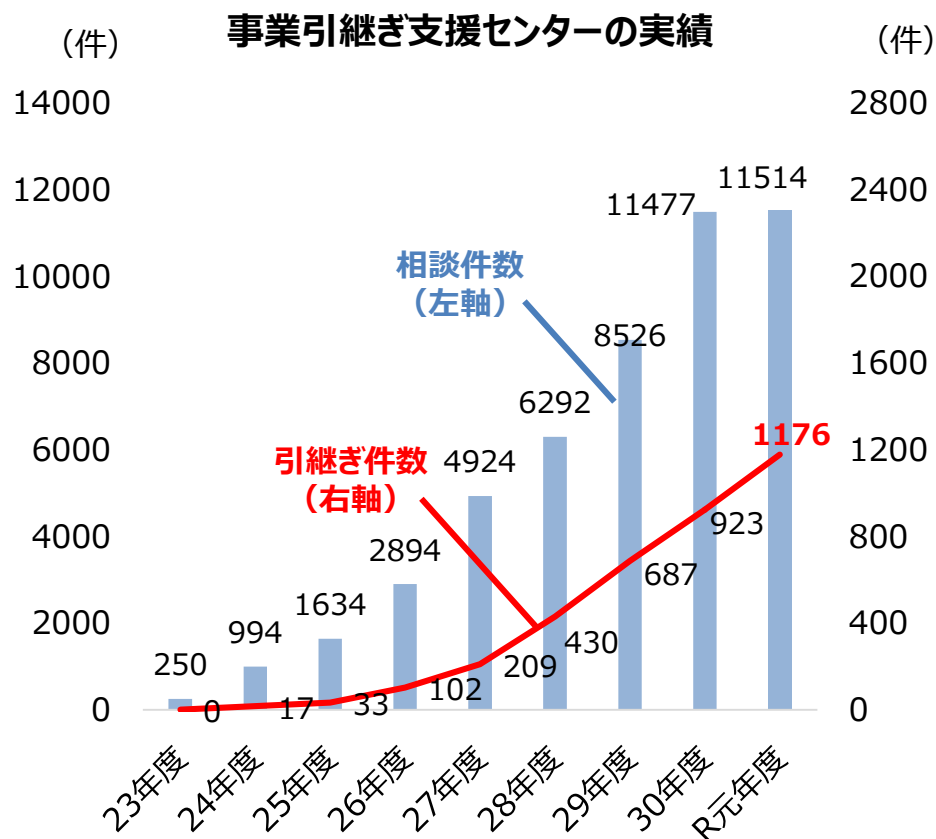
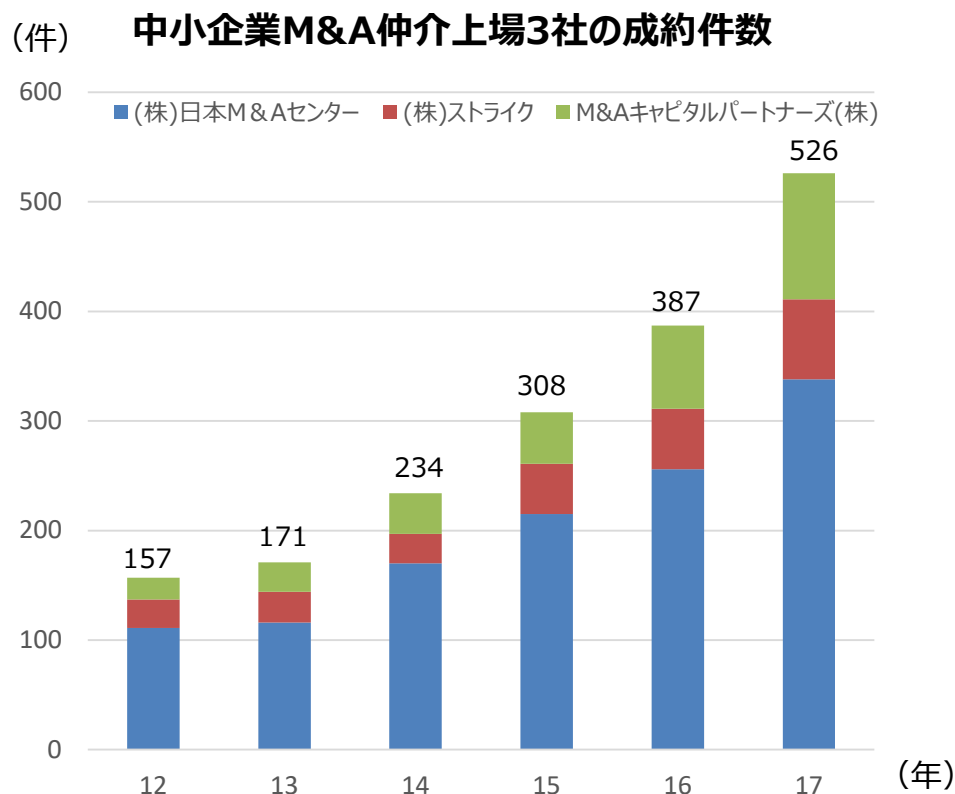
M&A実施前後の業績（増加傾向の比較）

	実施をした	実施、検討をしていない
直近3年間の売上高	52.3%が増加	40.5%が増加
直近3年間の経常利益	48.4%が増加	35.9%が増加

(参考 1) 経営資源集約化の実施状況

- 中小企業M&Aの成約件数は増加傾向だが、その潜在的なニーズを踏まえるとまだまだ拡大の余地あり。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業におけるM&Aの意欲が抑制されるおそれがあることにも留意が必要。

中小企業M&Aの実施状況

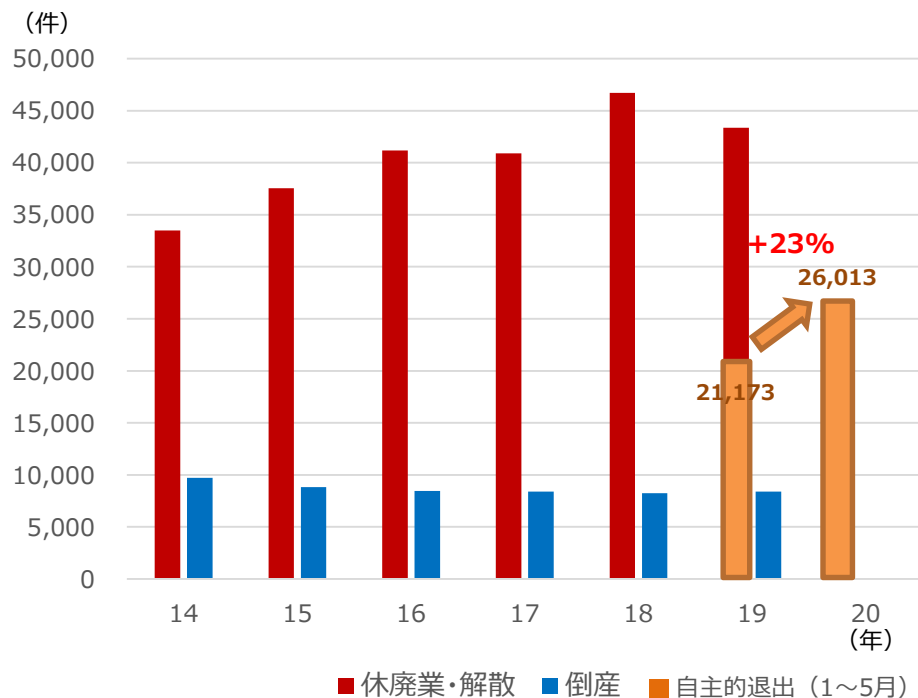


【出所】「中小企業白書2018」

(参考2) 経営資源の集約化による経営資源散逸・喪失の回避

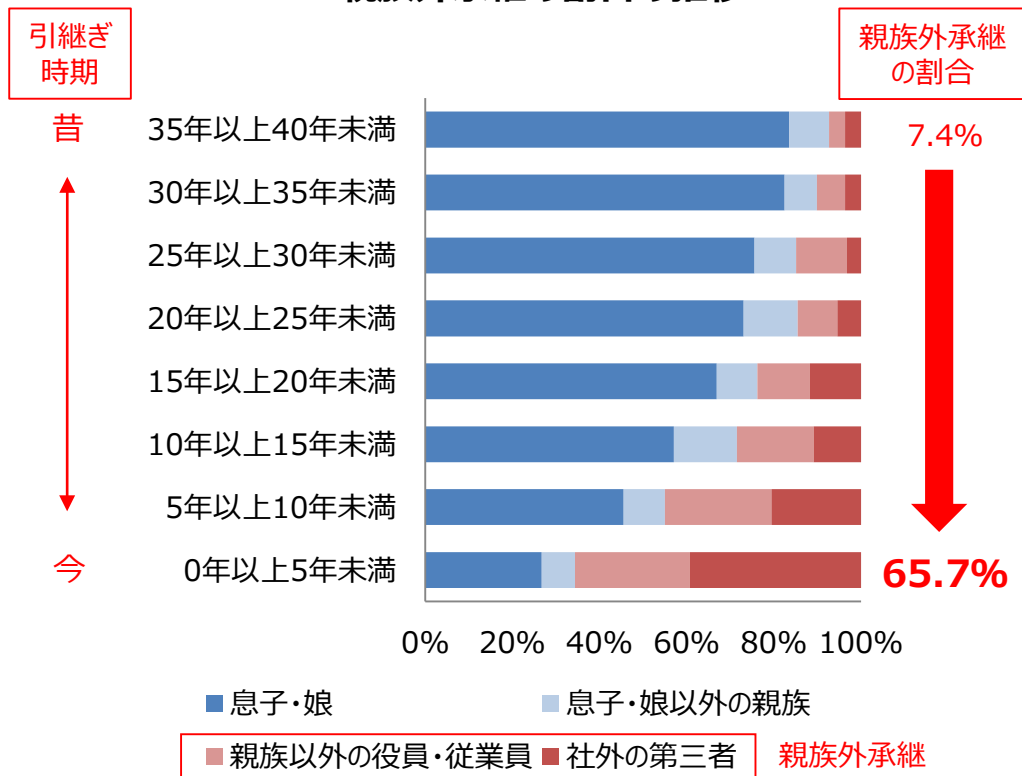
- 2019年に休廃業・解散した企業は4万3千件強、倒産は8千件強であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**2020年の休廃業・解散は5万件を、倒産は1万件を超えるとの見込みもある**。企業の退場リスクの高まりを放置すると、地域の経営資源が散逸するおそれもあり、経営資源集約化の推進が重要。
- なお、**事業承継においては親族外承継の重要性が高まりつつあり**、事業承継の観点からも経営資源集約化は重要。

休廃業・解散、倒産件数年次推移



【出所】(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」
「コロナ危機は、企業の退場にどのような影響を及ぼしたか？」
(RIETI特別コラム2020年7月10日)を元に中小企業庁作成

引継ぎ時期別による親族外承継の割合の推移



【出所】みずほ総合研究所(株)「中小企業の資金調達に関する調査」(2015年12月)

中小企業・小規模事業者の積極的な設備投資を支援する税制措置

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、積極的に設備投資を行う中小企業を支援するため、**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、引き続き重要。**

現行制度

【適用期限：いずれの税制措置も令和2年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>		<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>	

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

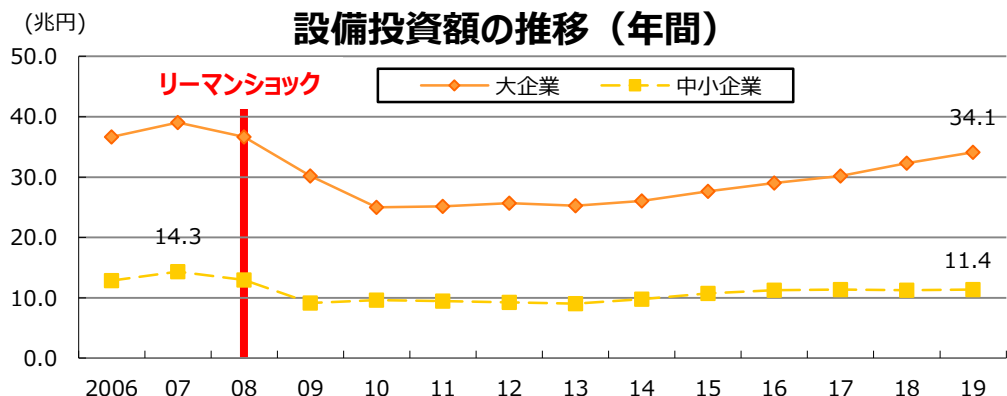
※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

要望内容

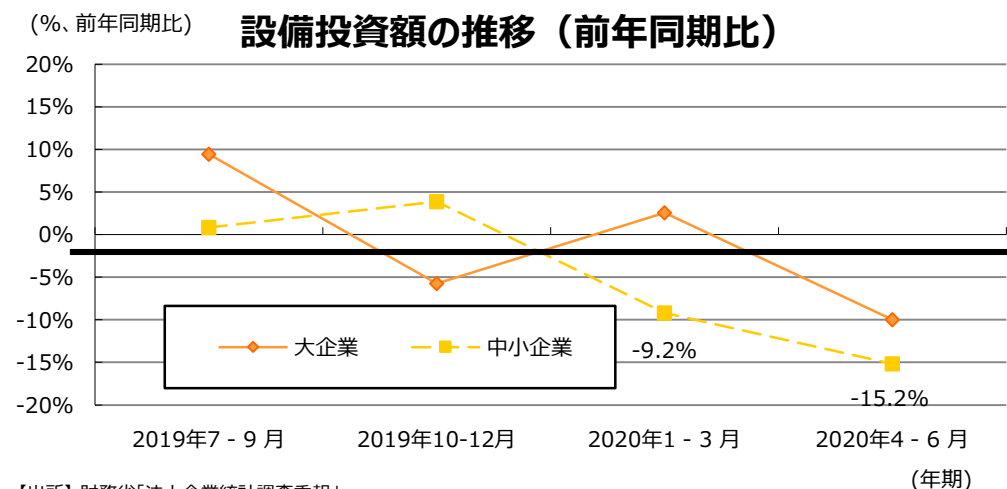
- いずれの税制措置も適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考) 設備投資の推移

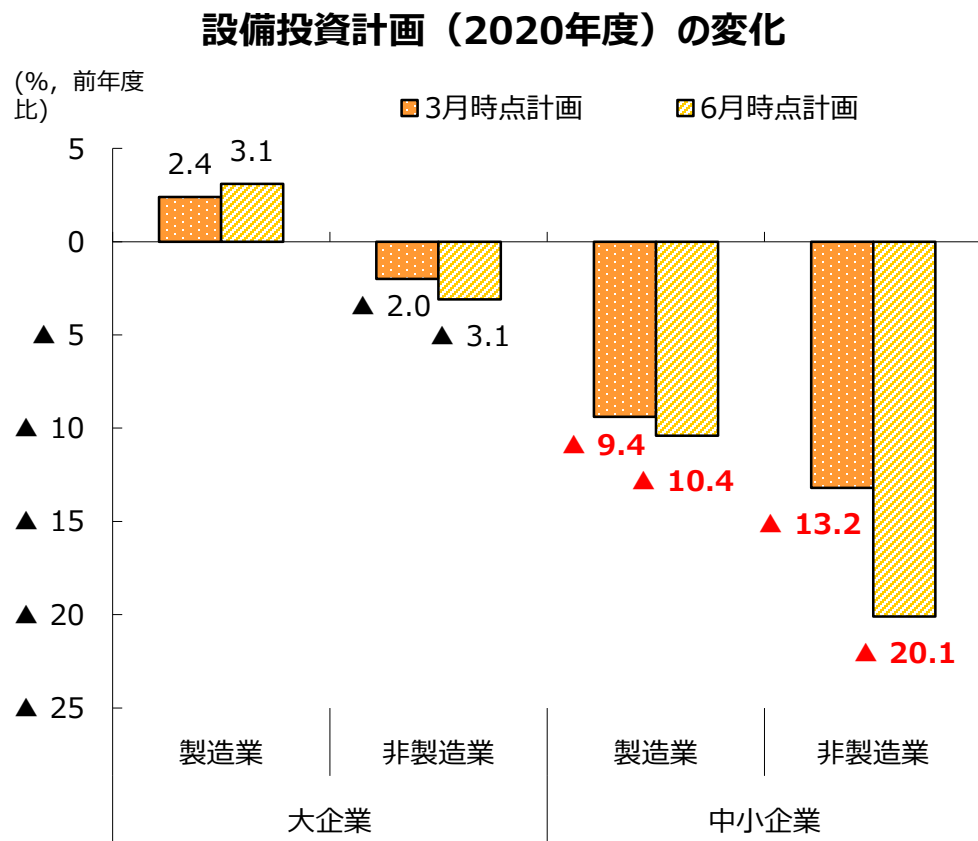
- 設備投資は、リーマンショックによって落ち込んだ後、大企業は増加傾向にある一方、中小企業はほぼ横ばいで推移。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で減少が続く。
- 2020年度の中小企業における設備投資計画は、製造業で前年度比約10%減、非製造業では約20%減。特に非製造業では、3月時点と比べ、6月時点では大幅に下方修正されている。



【出典】財務省「法人企業統計調査季報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1000千円以上1億円未満の企業とする。(年)



【出所】財務省「法人企業統計調査季報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1000千円以上1億円未満の企業とする。



【出所】日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業を、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。

中小企業経営強化税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく投資について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円以上の中小企業者等の税額控除率は7%
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**適用期限を2年間延長**する。

現行制度 【適用期限：令和2年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）※
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

※令和2年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策における税制措置として、テレワーク等を促進するために追加。

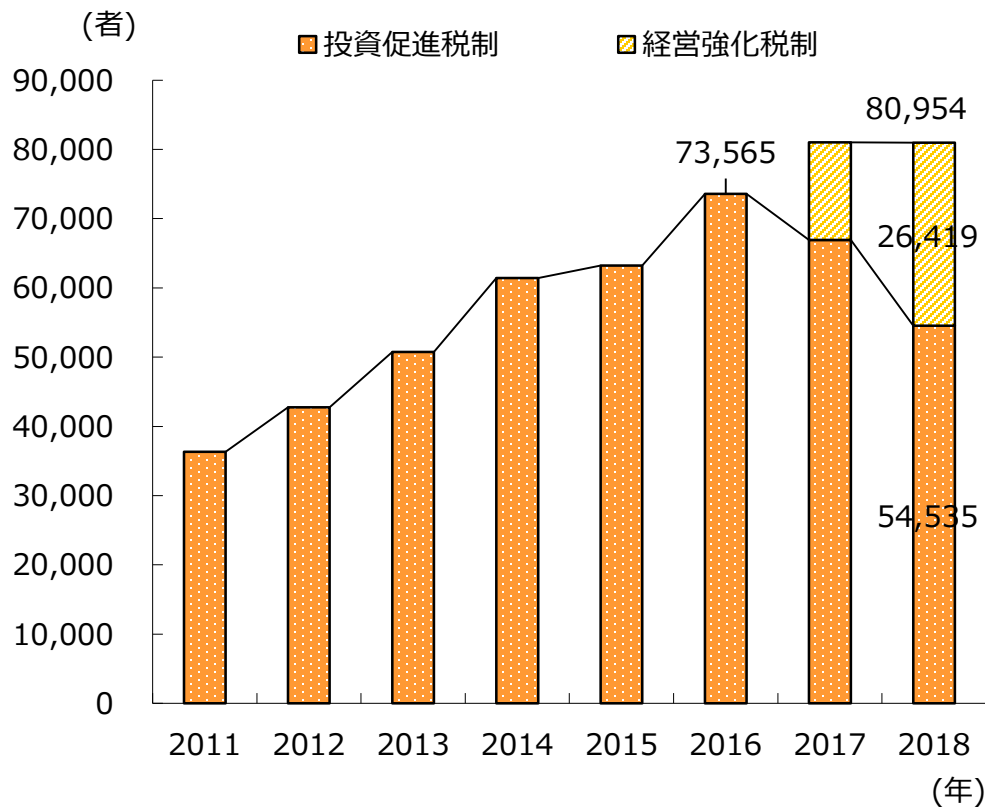
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで）

(参考 1) 中小企業経営強化税制による効果

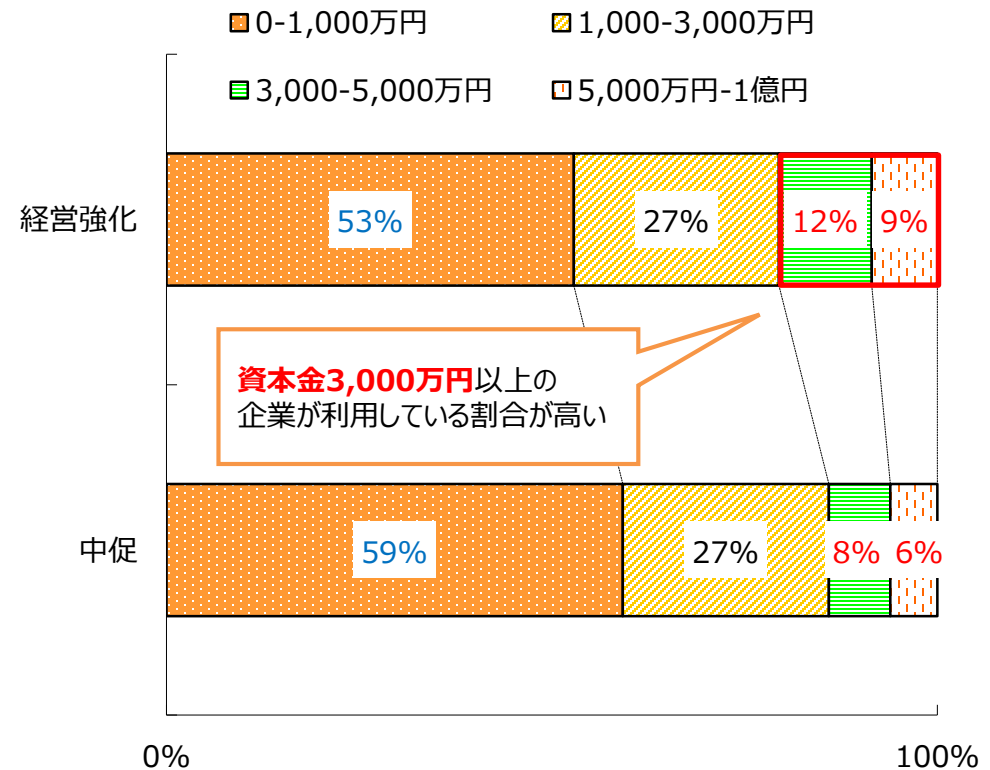
- 全体として、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制の利用企業は増加傾向。また、経営強化税制の導入後、投資促進税制の利用企業の一部が経営強化税制へ移行している傾向あり。

税制別適用者数の推移



【出所】財務省「租税特別措置の適用実態調査」

資本金別税制適用状況



【出所】財務省「租税特別措置の適用実態調査」

(参考2) 中小企業経営強化税制 (C類型) の活用状況

- 本年4月の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で追加されたデジタル化設備 (C類型) は、すでに**多くの活用実績**が出てきている。

【製造業：自動制御化】

配管図の作図において**AIの画像認識技術を導入することにより、作図にまつわる作業工程を自動化**することで、**作図費用削減や作業の標準化、熟練者による属人作業から脱却**し、人材配置の最適化を図る。

【検査業：遠隔操作】

Wi-Fi搭載型の制御盤等を導入することにより、全ての測定データについて、集約・分析を過去のデータをもとにスケールアップまで自動計算が可能となり、また測定作業が不要となる。それを外部で閲覧可能にすることにより、**費用と時間の節約、加えてコロナ対策にも繋がる**。また、素早い情報提供で受注の取りこぼしを防ぎ**売上拡大を図る**。

【葬儀業：遠隔操作】

ネット中継システムを導入することにより、**遠方からの葬儀の参列を可能とする新たなサービスの導入を図る**。また、**中継のオペレーションを遠隔化することで、テレワークを推進**。

【学習支援業：遠隔操作】

講演会等は都市部で行われることが多く、地方在住の方にも参加いただけるように、動画講義の観覧やオンラインイベントの申し込みなどを一括して行える**医療職種専用アプリケーションシステムを開発し、顧客と非対面で講座やセミナーを開催することを可能**とする。

【出所】 地域経済産業局へのヒアリング

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

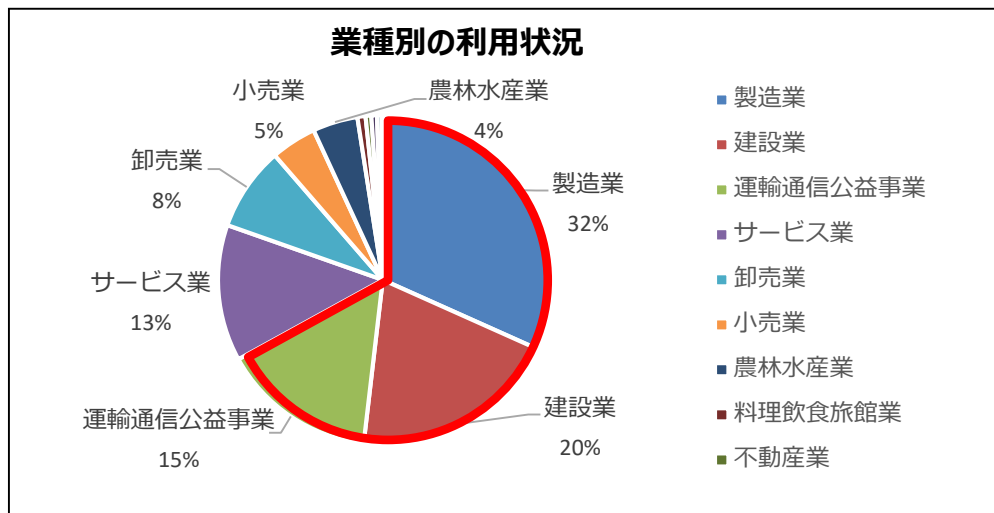
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数1000人以下の個人事業主 		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却	

要望内容

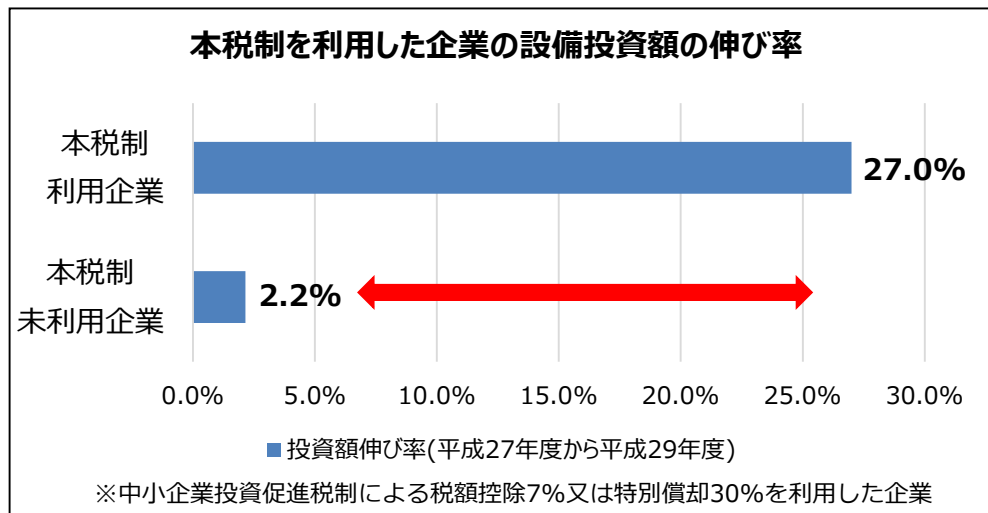
○適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで）

(参考) 中小企業投資促進税制の利用状況、中小企業の労働生産性

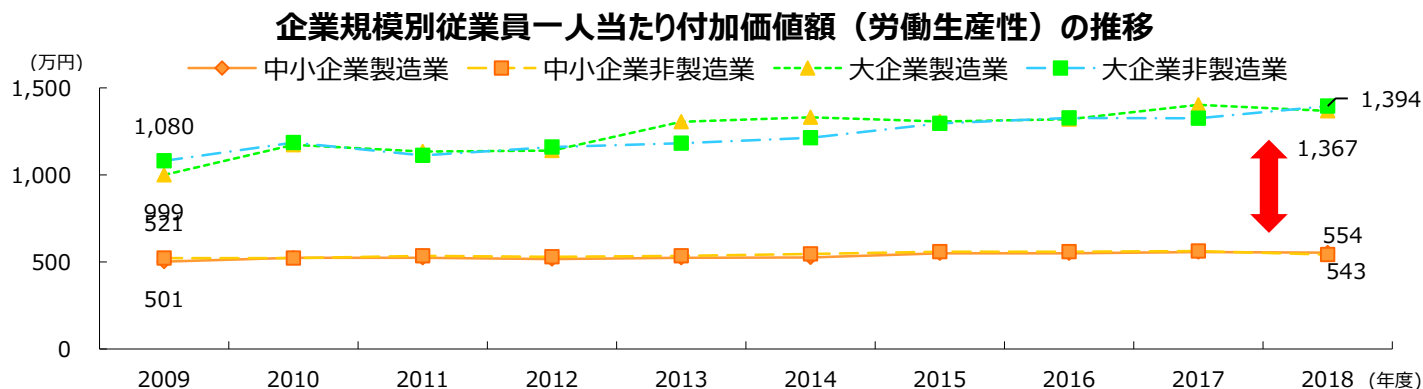
- 平成30年度の適用件数は約5.5万社で、**製造業や建設業**を中心に多くの業種において利用されている。また、**利用した企業は利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向**にあり、**投資の呼び水効果**がある。
- 中小企業の労働生産性は伸び悩んでいることに加え、大企業との差が拡大傾向にあるため、**中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その労働生産性を向上させるためには、本税制措置は引き続き不可欠**。



【出所】財務省「適用実態調査報告書」(平成30年度)



【出所】中小企業庁アンケート調査(平成30年度)

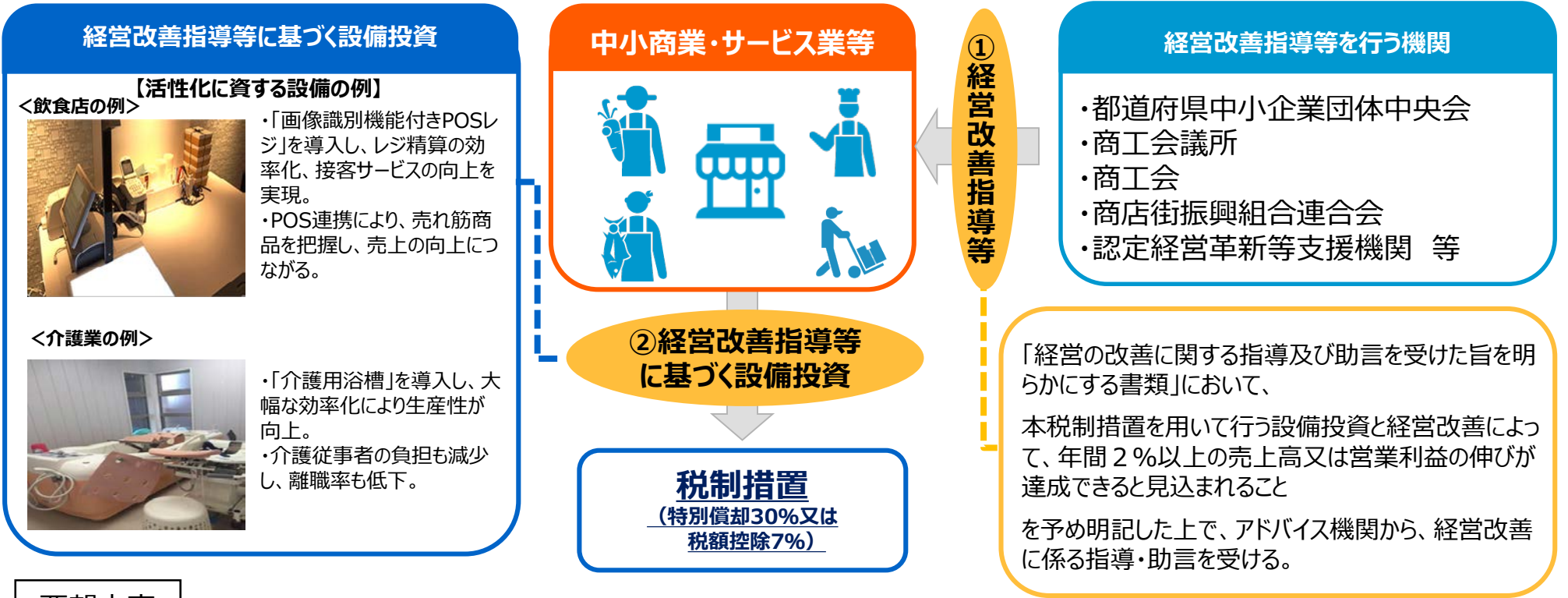


【出所】財務省「法人企業統計調査年報」

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき設備を取得した場合に、**特別償却（30%）**又は**税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **新型コロナウイルス感染症の影響による落込みからの回復に向けて、商業・サービス業等を営む中小企業者等による店舗の魅力向上や業務改善等に資する設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】



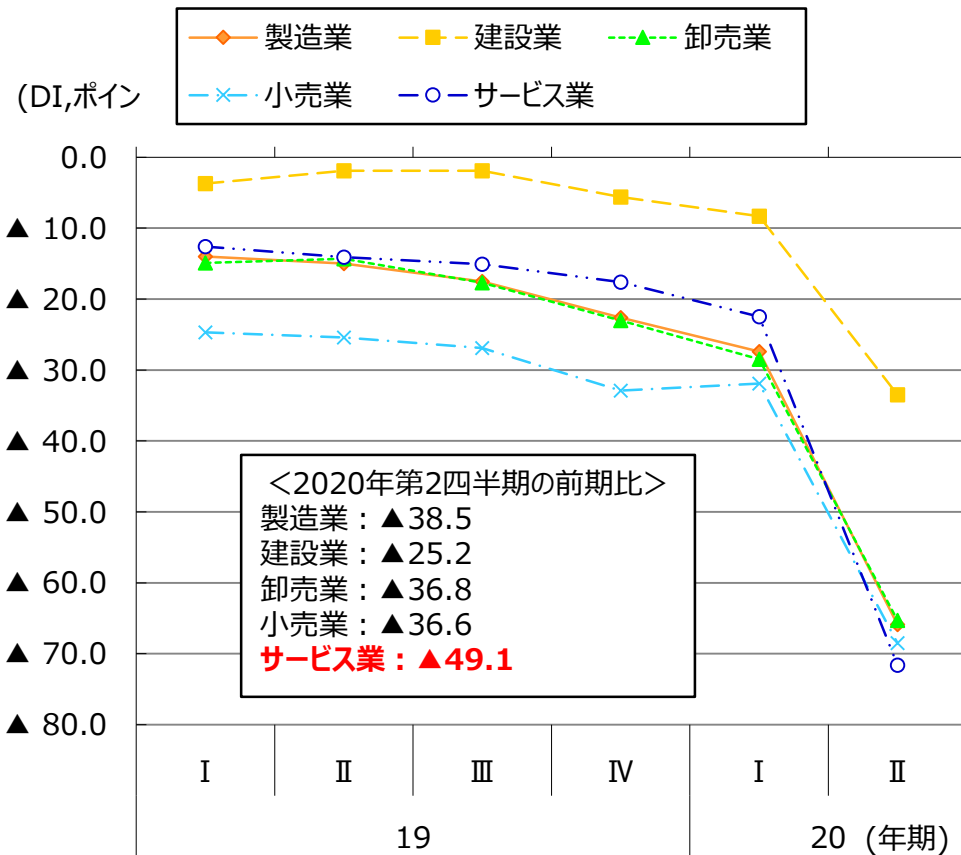
要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考) サービス業等の投資喚起の必要性

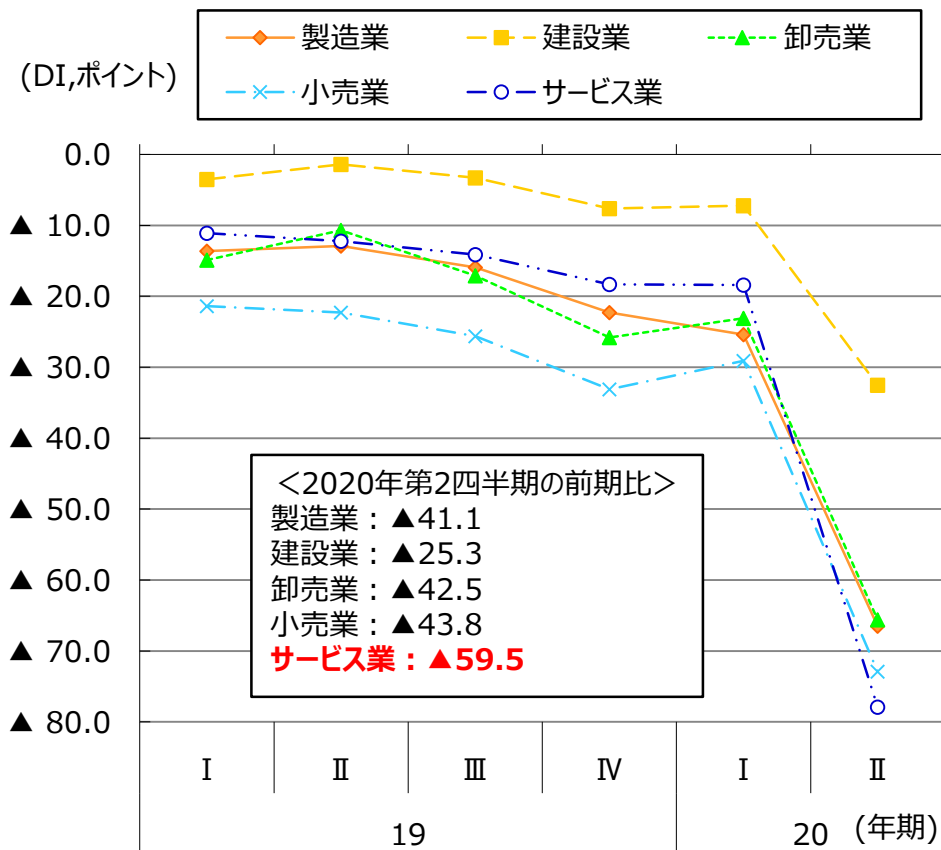
- 昨年10月の消費税引上げや新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業を取り巻く経済環境は悪化。特に、サービス業が受けた影響は深刻であり、引き続き、本税制措置が不可欠。

業況判断DIの推移



【出所】中小機構「中小企業景況調査」
 (注)業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。

売上額DIの推移



【出所】中小機構「中小企業景況調査」
 (注)売上額DIは、前期に比べて、売上が「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合を引いたもの。

中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大懸念等により先行き不安がある中、中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するため、本税制措置の適用期限の2年間延長を要望。

現行制度

【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限 令和2年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和3年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

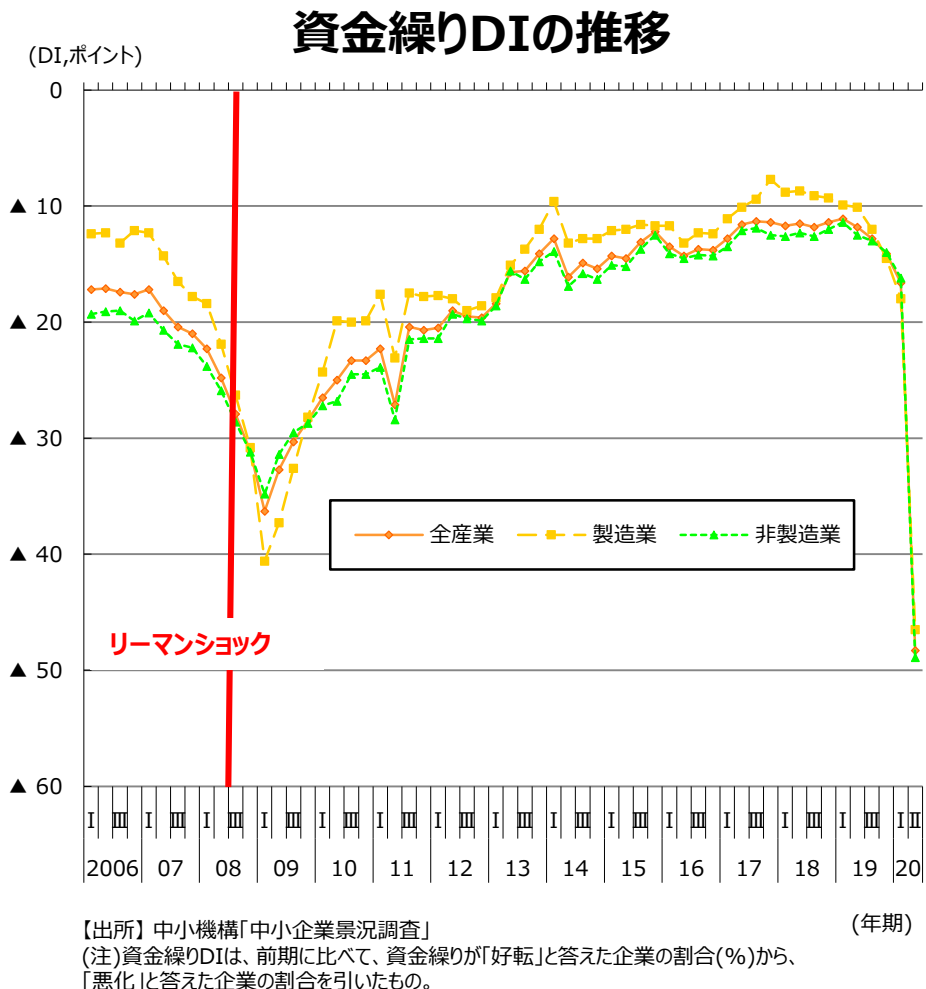
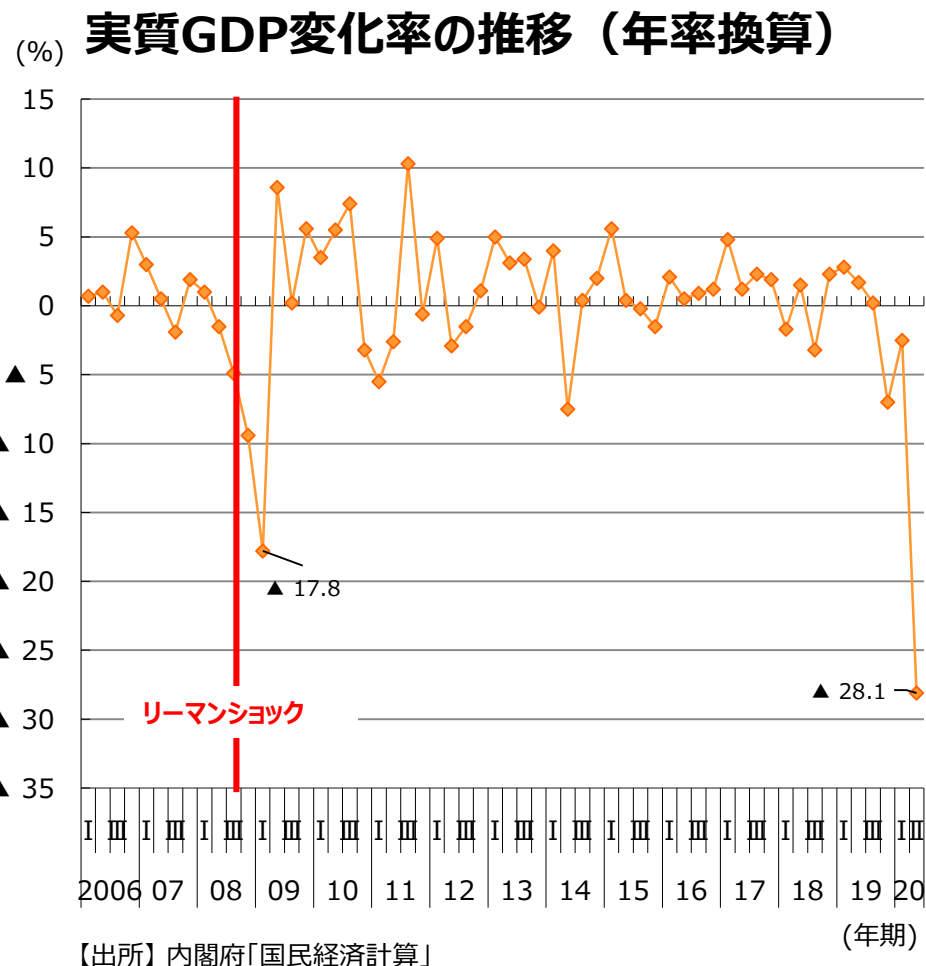
対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考 1) 中小企業を取り巻く経済状況

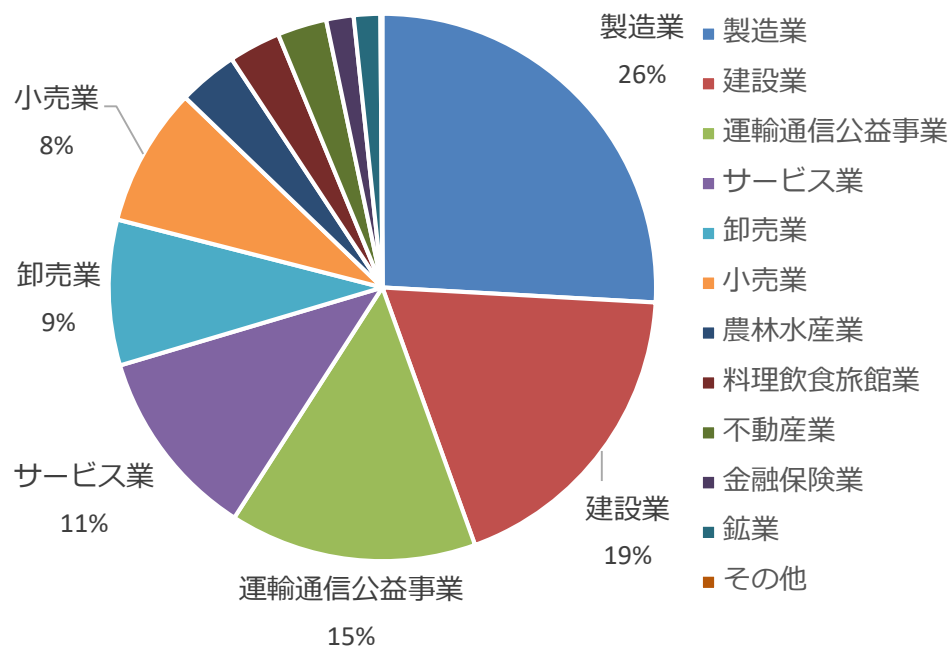
- 2020年4-6月期の実質GDP速報値は、年率換算で▲28.1%となり、過去最大の減少幅となった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りは悪化しており、地域経済を支える**中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。**



(参考2) 中小軽減税率の利用状況

- 平成30年度においては約96万者が利用。幅広い業種で利用されており、本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げに悪影響がある。

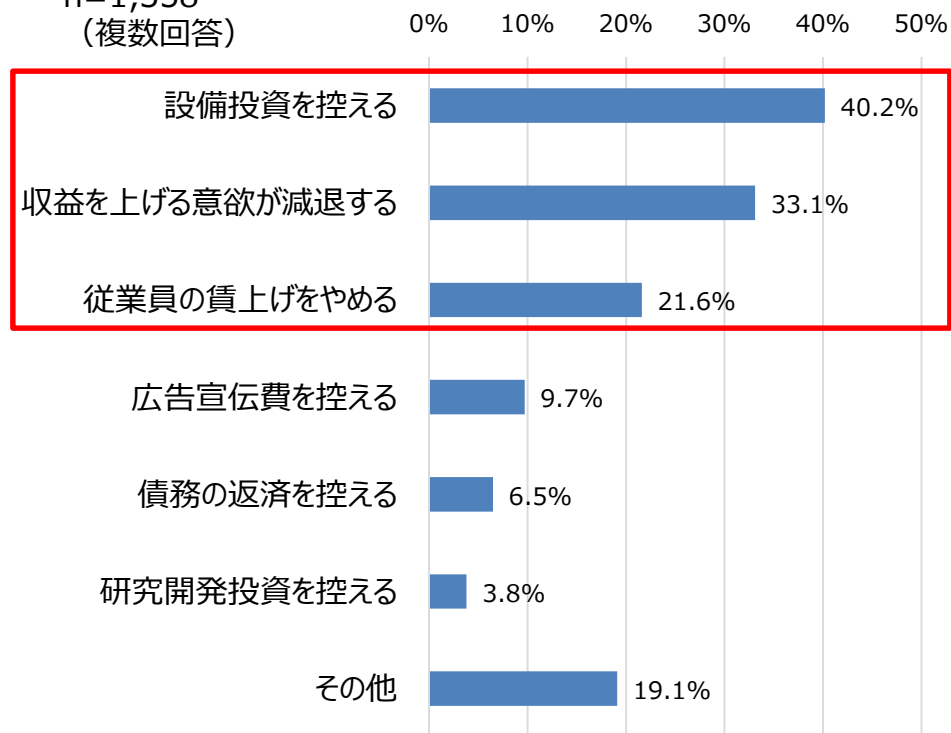
業種別の適用状況



【出所】財務省「適用実態調査報告書」（平成30年度）

本税制措置が無い場合の影響

n=1,358
(複数回答)



【出所】中小企業庁
「中小企業税制に関するアンケート調査（平成30年度）」

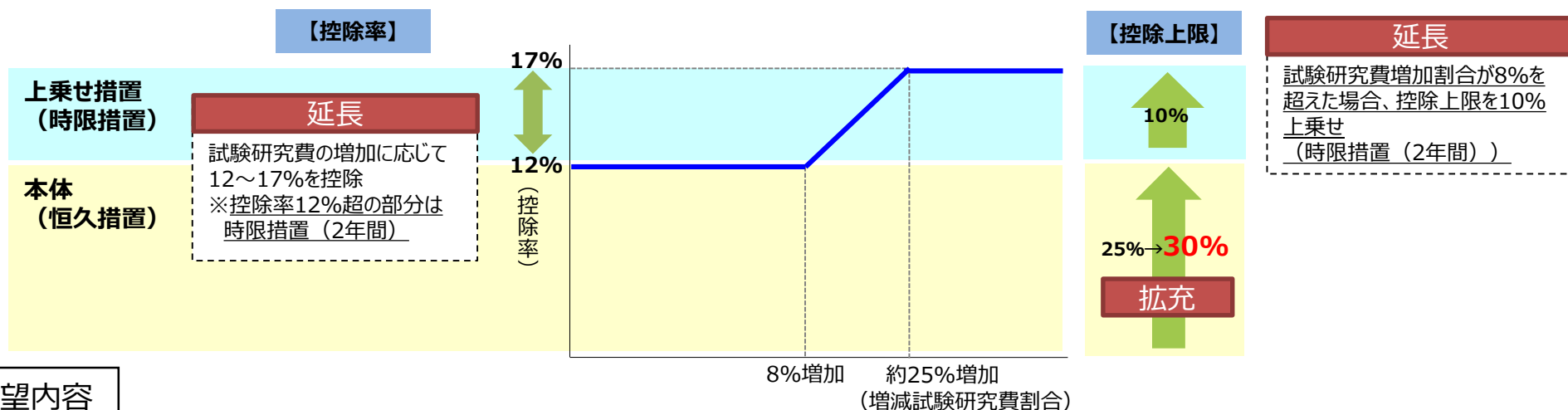
- 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開発投資の落ち込みが見込まれる中、地域雇用や様々なサプライチェーンを支える中小企業の研究開発を促進すべく、**中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置**を延長する。
- また、研究開発税制とあわせて、ベースとなる**控除上限の引上げ**等を行うことで、研究開発に積極的な中小企業を支援する。

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

○中小企業者等が、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度。

○中小企業者等は、地方税に関しても、地方税計算のベースとなる法人税額を研究開発税制による控除を受けた後の額とすることができる。



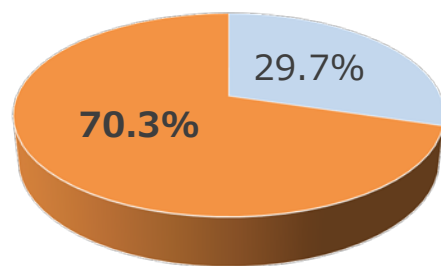
要望内容

- 中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入
- 自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化 (国税庁Q&Aにおける「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化)
- オープンイノベーション型の見直し (手続合理化等)
- 中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和4年度末まで))
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和4年度末まで))
- 中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和4年度末まで)) 等

(参考) 中小企業の研究開発税制の活用状況

- 平成30年度において研究開発税制を活用した企業は9,512社。そのうち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円程度。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
研究開発税制を活用している企業数	7,845社	7,107社	8,324社	7,396社	8,003社	8,930社	9,087社	9,003社	8,888社	9,513社	9,512社
研究開発税制を活用している中小企業数	5,329社	4,826社	5,814社	5,290社	5,528社	6,067社	6,221社	6,211社	6,083社	6,573社	6,691社
中小企業における研究開発税制活用金額	282億円	147億円	190億円	288億円	283億円	322億円	364億円	388億円	368億円	405億円	419億円
中小企業の割合	67.9%	67.9%	69.8%	71.5%	69.1%	67.9%	68.5%	69.0%	68.4%	69.1%	70.3%
中小企業1社あたりの活用金額	529万円	305万円	327万円	544万円	512万円	531万円	585万円	625万円	605万円	616万円	626万円



- 大企業 : 2,821社
- 中小企業 : 6,691社

- 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。
- 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。
- そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

適用の要件

【要件①】給与等支給総額が前年度以上

【要件②】継続雇用者給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加

【上乗せ要件】

【要件②】の増加率が**2.5%以上**であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

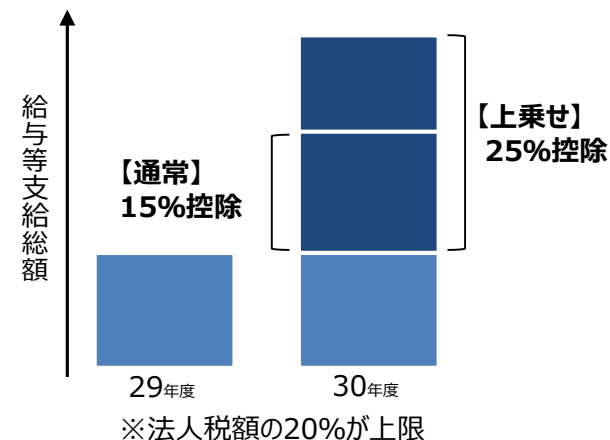
○教育訓練費が対前年度比10%以上増加

○中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

税額控除

【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**

【上乗せ】上乗せ要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



要望内容

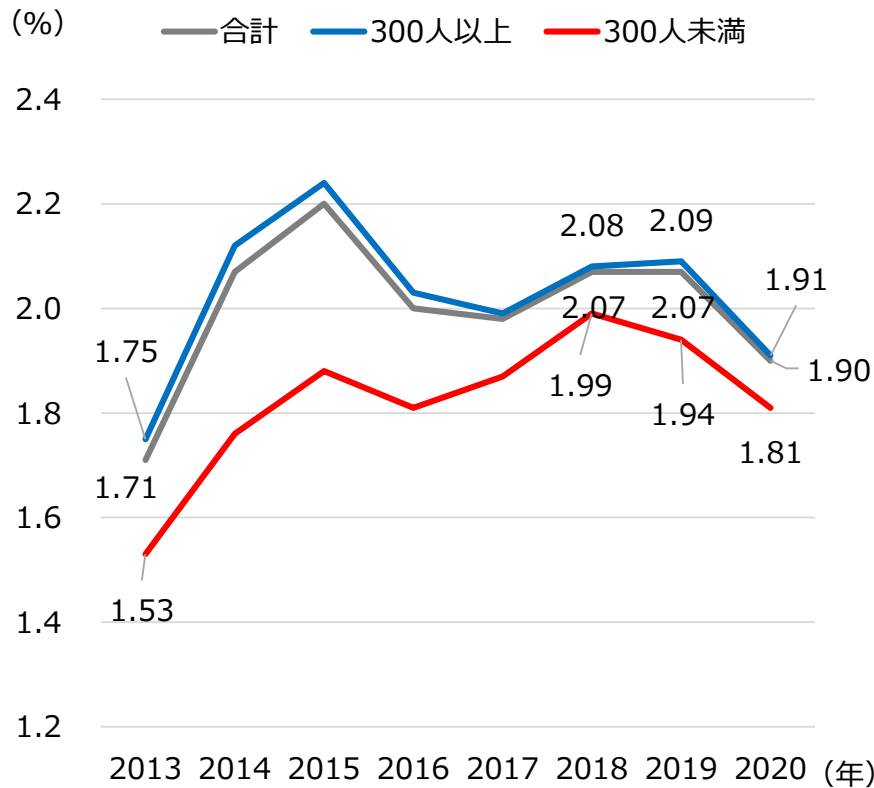
○適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

○適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。

(参考 1) 賃上げ率の推移、コロナ禍における 1 人あたりの現金給与総額の推移

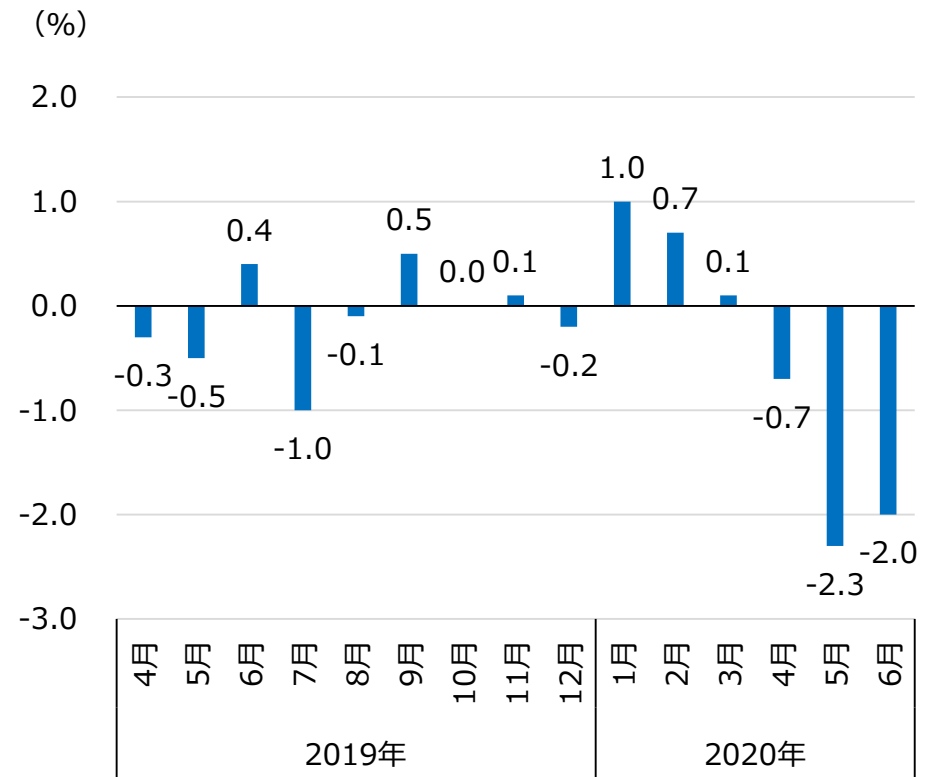
- 直近の賃金の引上げ率は鈍化。
- 1人あたりの現金給与総額は、新型コロナウイルスの拡大による経済・雇用への影響を受け、落ち込んでいる。

近年の賃上げ率の推移



【出所】日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」(2020年7月6日発表)を基に作成

1人あたりの現金給与総額の推移 (前年同月比)

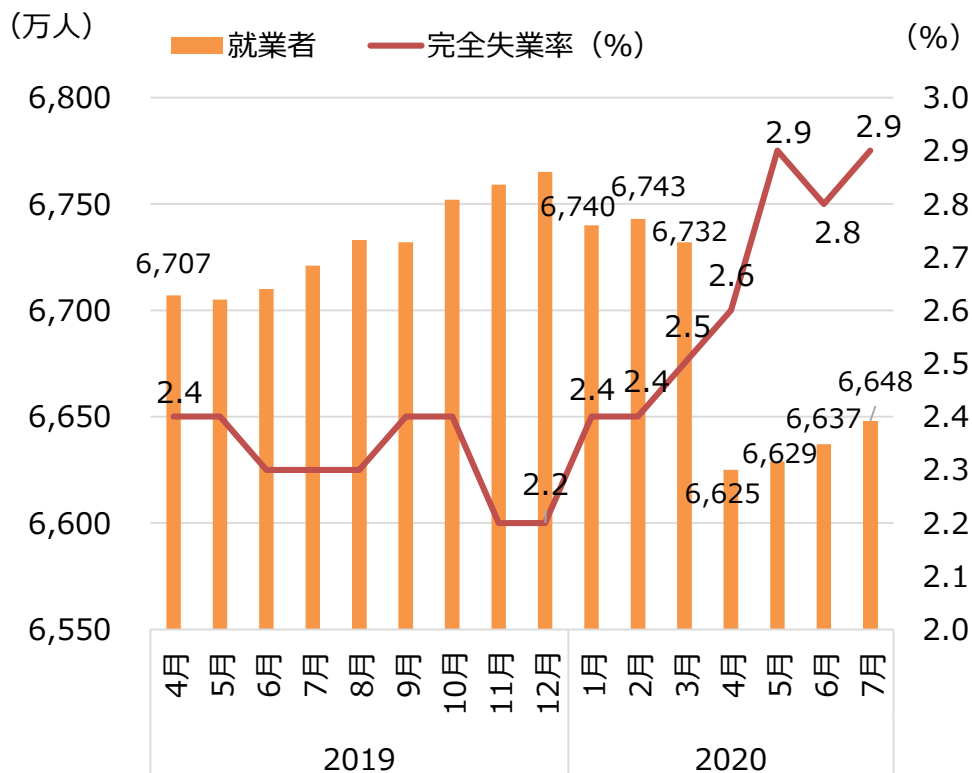


【出所】厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成

(参考2) 雇用状況の推移

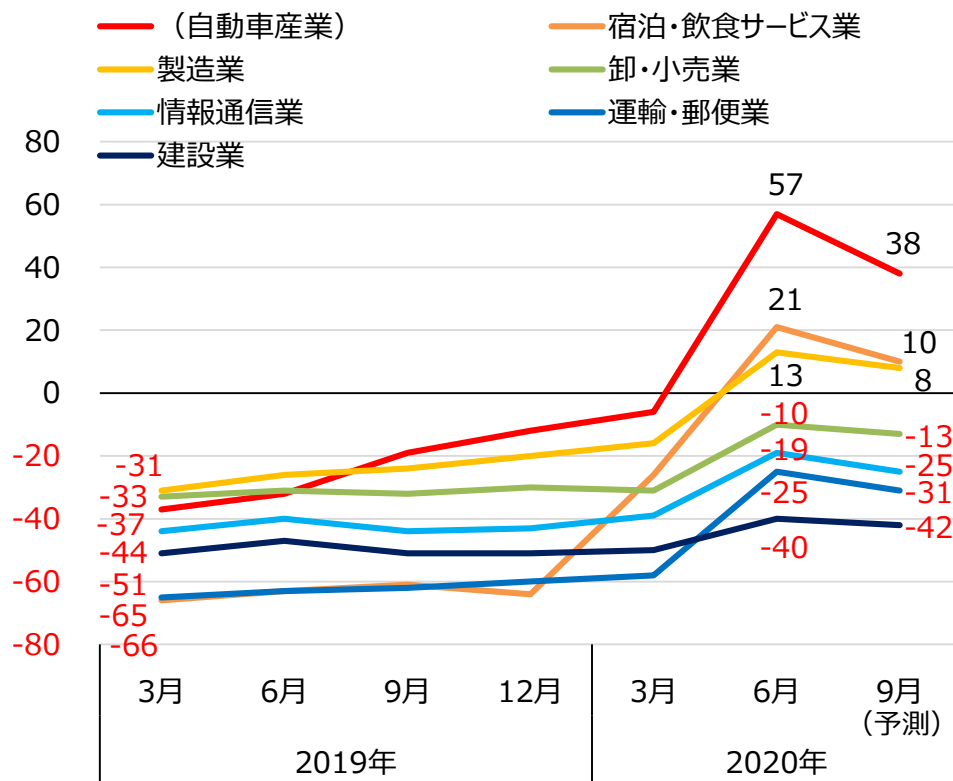
- 就業者は2020年1月と7月を比べると約100万人減少し、また完全失業率は上昇基調にあるなど、雇用環境が悪化。
- 中小企業の雇用過剰感には、業種ごとに濃淡がある。

就業者数・完全失業率の推移



【出所】総務省「労働力調査」を基に作成

中小企業の雇用過剰感 (「過剰」-「不足」・%ポイント)



【出所】日本銀行「全国短期経済観測調査」を基に作成

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの地域経済の回復を図るためにも、**引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援が必要**。このため、**地域未来投資促進税制の適用期限を2年間延長**。
- その際、課税特例の**要件の客観化・明確化**を図りつつ、**効率的な事業**（高い投資収益率・労働生産性）に**支援対象を重点化**。さらに、**サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加**。

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

＜地域経済牽引事業の要件＞

- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

＜課税特例の要件＞

- ①先進性を有すること（※生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く）
- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

＜上乗せ要件＞

（平成31年4月1日以降に承認を受けた事業が対象）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

要望内容

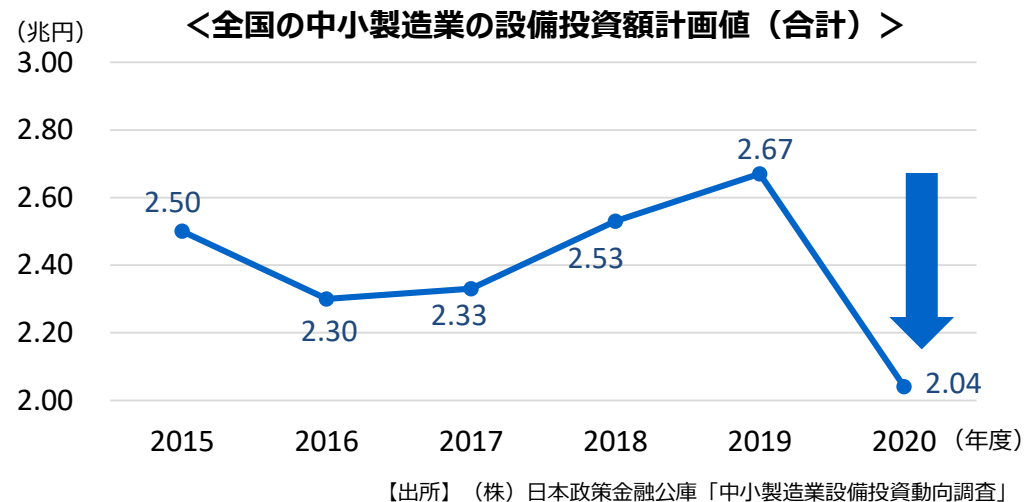
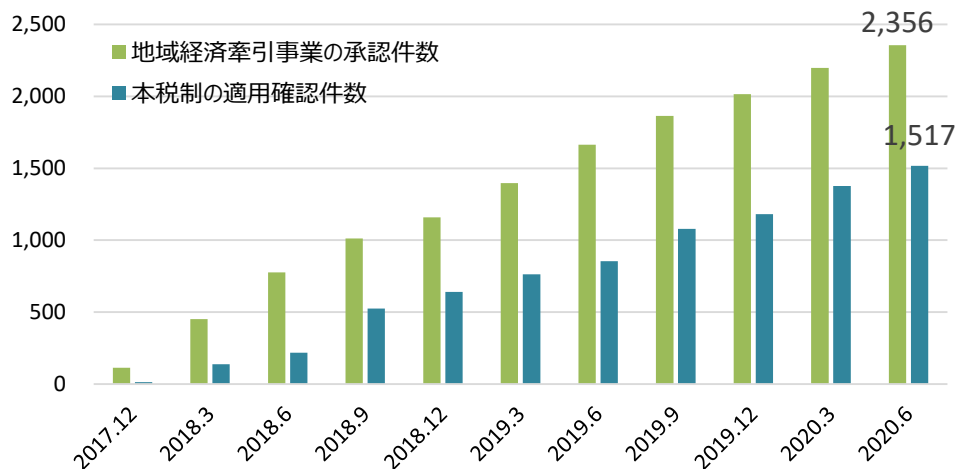
- 適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで）
- 課税特例の要件のうち、先進性に係る要件について、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。
- 課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加する。

(参考) 地域経済を巡る状況

- 地域未来投資促進法に基づき、2020年6月末までに**2,356件の地域経済牽引事業計画**が承認され、**様々な分野で地域経済を牽引する事業が実施**されている。このうち、**1,517件が本税制の適用を受けるために主務大臣の確認**を受けており、**本税制の利用ニーズは大きい**。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、**企業の設備投資への意欲は減退**。また、**製造業等のサプライチェーンの脆弱性が顕在化**。このため、本税制の延長・拡充により、こうした事態に対応する必要がある。

事業計画の主な対象分野	対象事業のイメージ
ものづくり	産業集積を活用した製品開発、バイオ・新素材分野の実用化 等
農林水産・地域商社	農林水産品の海外市場獲得、地域産品のブランド化 等
第4次産業革命	IoT・AI・IT産業集積の構築、データ活用による高収益化 等
観光・スポーツ	スタジアム・アリーナ整備、訪日観光客の消費喚起 等
環境・エネルギー	再生可能エネルギーを利用した発電、省エネルギー技術開発 等
ヘルスケア・教育	ロボット介護機器開発、健康管理サポートサービス 等

(事業数) <地域経済牽引事業の承認件数・本税制の適用確認件数>



<製造業等のサプライチェーンへの影響>

- 製造業等の工場から寄せられた声
- ✓ 感染症の拡大により、**海外からの部品の納入に遅れ**が発生した。
- ✓ 感染症の拡大による**海外工場の停止**を踏まえ、**一部製品の生産を東南アジアから国内に移管**することになった。

【出所】日本銀行「地域経済報告(さくらレポート)」を要約。

⇒ 有事(災害・感染症等)の際も生産を継続できるように**サプライチェーンの強靭化を促進する必要がある**。

- 近年、全国各地で自然災害が頻発し多くの中小企業が被災するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症リスクの顕在化の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業の自然災害等への事前対策を後押しするため、中小企業の実行性のある防災・減災対策のための設備投資を促進する税制措置について、対象設備を拡充した上で適用期限を2年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和2年度末まで】

- 対象者：自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

要望内容

- 昨今の水害など激化する災害等及び感染症への事前対策を強化するため、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を追加する。
- 適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

(参考1) 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を、中小企業等経営強化法に基づき経済産業大臣が認定。令和2年7月末日現在で、約11,700件の事業継続力強化計画を認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し申請



②認定



経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取組を始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係者の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

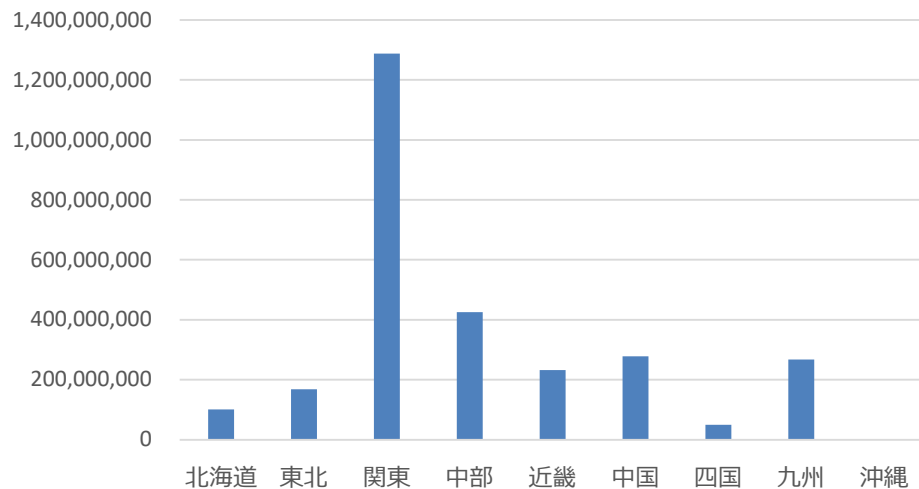
- 中小企業庁HPでの認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



(参考2) 中小企業防災・減災投資促進税制の利用状況 (投資額・利用企業数)

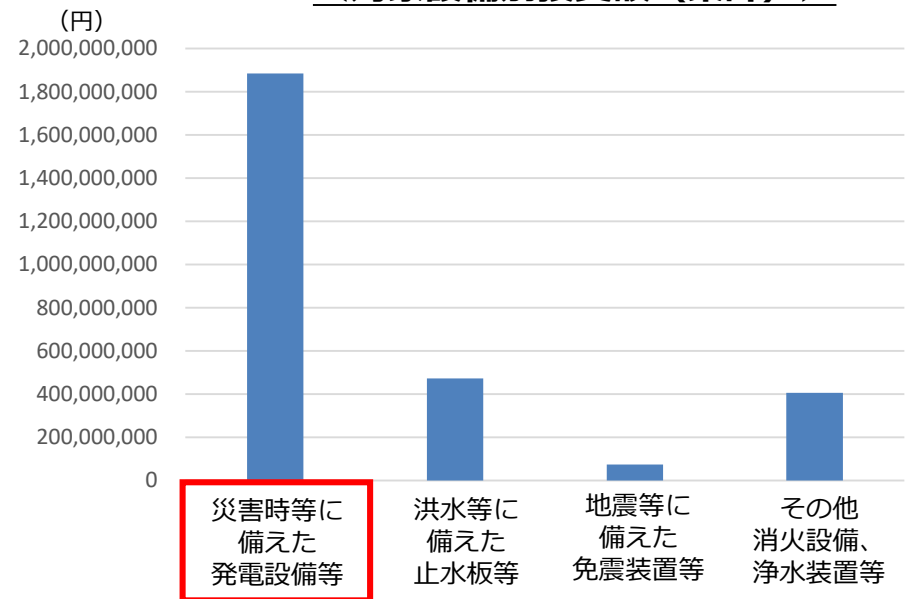
- 令和元年度 (7ヶ月間) において約210件、令和2年4月～6月 (3ヶ月間) において既に約120件の計画が税制措置の活用を予定しており、防災・減災設備投資のニーズが高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の自然災害等による被害を最小限に抑えるためにも、防災・減災対策に資する設備投資を促進することが重要。

<地域別投資額 (累計)>



【出所】 令和2年7月29日時点で、経済産業局が発行した令和元年度における認定通知書に基づき中企庁が作成。過年度申請・確認及び計画の変更があるため、今後も増減の可能性がある。

<対象設備別投資額 (累計)>



【活用事例】

- 豪雨が発生した際に、近隣河川の氾濫等に備え、止水板を導入。
- 地震や台風等により停電した時のために、非常用自家発電設備を導入。
- 地震に備えて、重要設備を固定するための免震ラックを導入。



<止水板>

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長及び経済状況に応じた所要の措置

(固定資産税等)【国土交通省主管】

延長等

- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済状況に応じた所要の措置**を講じる。

施策の背景

・新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、2020年4-6月期のGDPはリーマンショック時を超え戦後最大の落ち込みを示しており、企業の経営環境の改善や設備投資の喚起が急務。

・近年商業地の地価が上昇している中で、3年に1度の固定資産評価替えによって、地価上昇地点においては税負担額が増加することになる。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の体力が低下している状況がみられる中、固定資産税の負担増が収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。

要望内容

- 現行の負担調整措置等を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長する。
- 上記の延長をした上で、**経済状況に応じて所要の措置**を講じる。

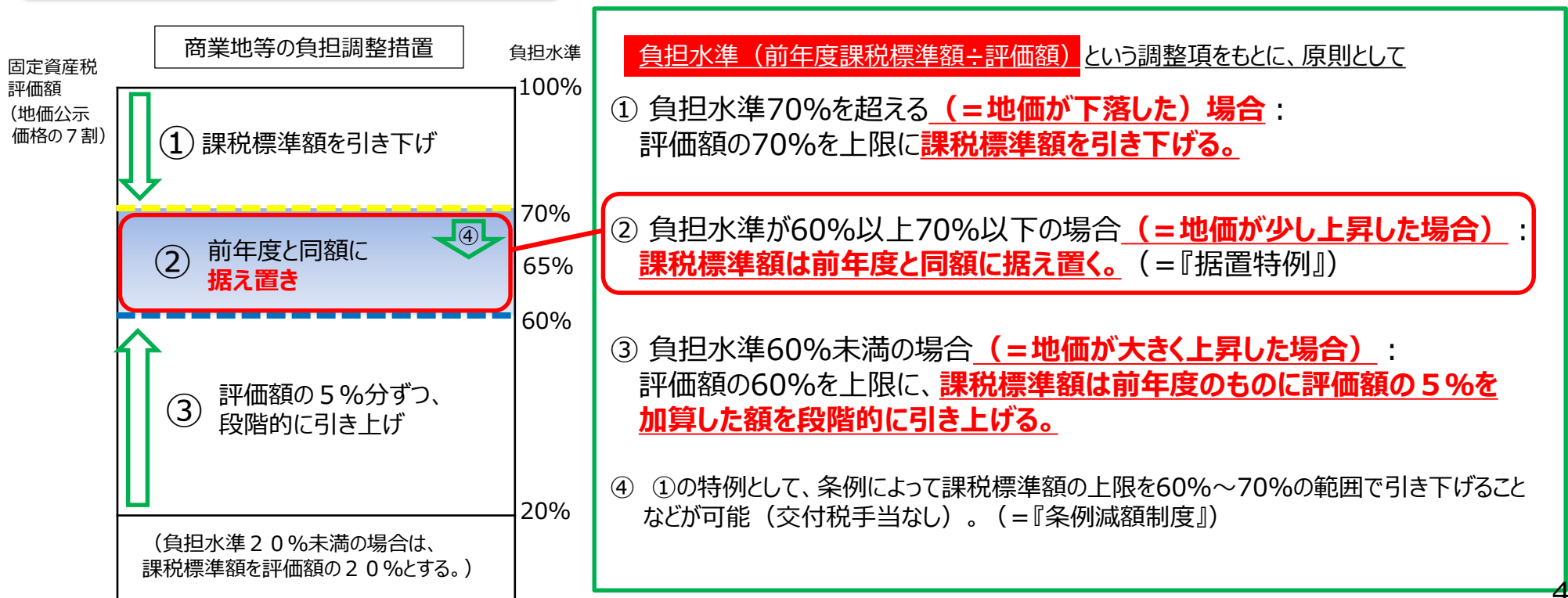
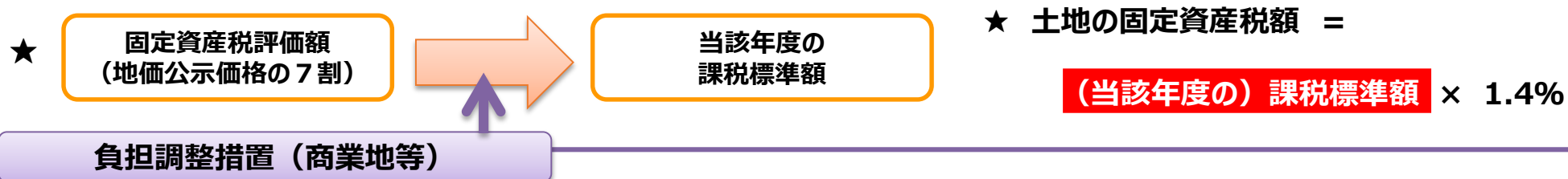
実質GDP増減率（前期比、年率換算）



【出所】内閣府「四半期GDP速報」

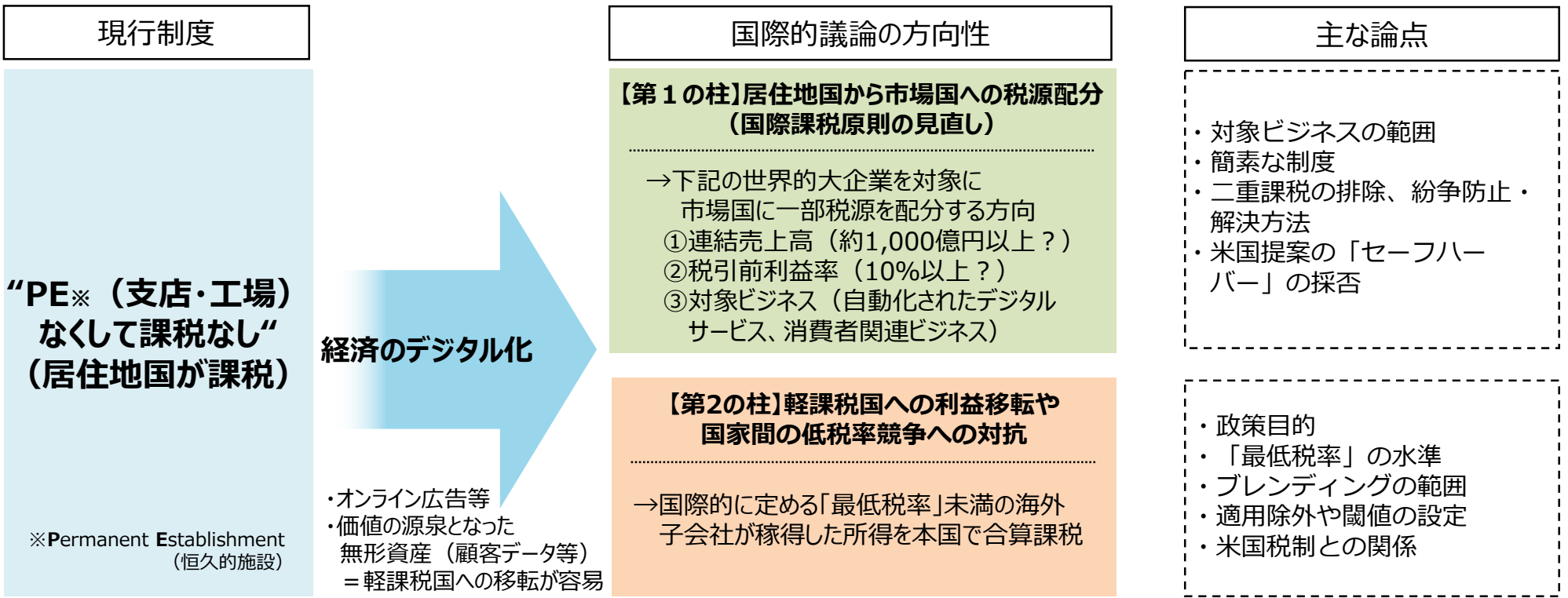
(参考) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置等の概要

- **土地の固定資産税は、基準年度**（3年ごと。次回は令和3年度に令和2年1月1日時点の公示地価を元に算出）に「**評価替え**」が行われ、その**評価額は原則として3年間据え置かれる**。
- 商業地等においては、納税者の税負担を考慮し、**地価の上昇が大きい場合にも、税負担が急上昇しないよう、固定資産税の課税標準の上昇幅を一定範囲（評価額の5%）に抑えること等を目的とした特例措置が存在**。



Ⅲ. 更に加速する社会のデジタル化・ グローバル化に対応した事業環境の整備 等

- GAFA等の税負担が既存の産業と比べて公平性を欠いているとの国際的批判を背景に、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの在り方について、OECDを中心とした国際的議論が進展（137カ国・地域が参画）。我が国のグローバル企業にも（デジタル産業か否かを問わず）広く影響。
- 年内の一定の国際合意やその先の国内法化では、欧米の動向等も踏まえ、日本企業(アジア製造業等)の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討することが必要。



経済のデジタル化

・オンライン広告等
・価値の源泉となった無形資産（顧客データ等）
＝軽課税国への移転が容易

要望内容

- 年内の一定の国際合意やその先の国内法化では、欧米の動向等も踏まえ、日本企業(アジア製造業等)の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討する。

(参考) 第2の柱 (最低税率課税など) について

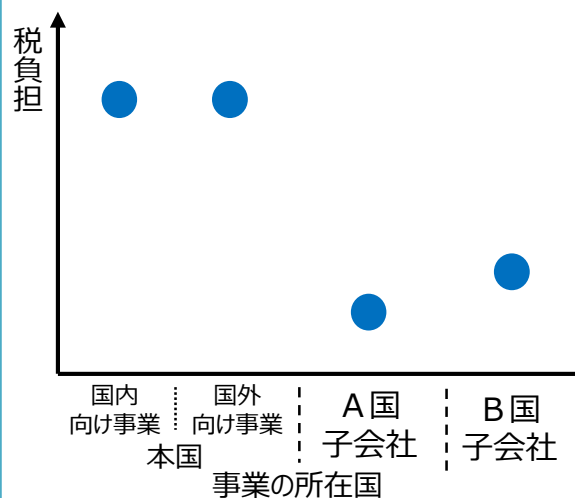
- 軽課税国への利益移転や国家間の低税率競争への対抗するため、国際的に「最低税率」を設定し、「最低税率」に満たない海外子会社の所得を本国親会社で合算課税する方向。
- 海外での製造・販売といった通常の事業活動に由来する能動的所得を対象とする場合には、日本企業（特に、アジアなど進出先で工場などに投資優遇の多い製造業）に影響する可能性。**国際合意後の国内法化では、欧米の動向等を踏まえて、日本企業の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討することが必要。**

各制度のイメージ

現状

本国の親会社と比べて、軽課税国の子会社で事業をする方が税負担が少ない

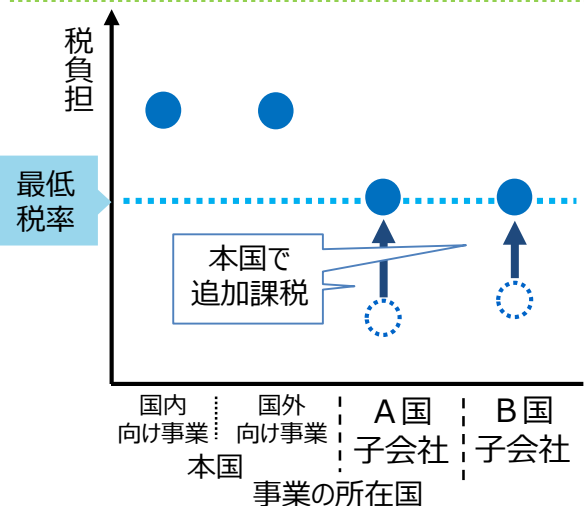
⇒ 軽課税国への事業移転の誘因



OECD提案 (所得合算ルール)

海外子会社の所得を最低税率まで課税

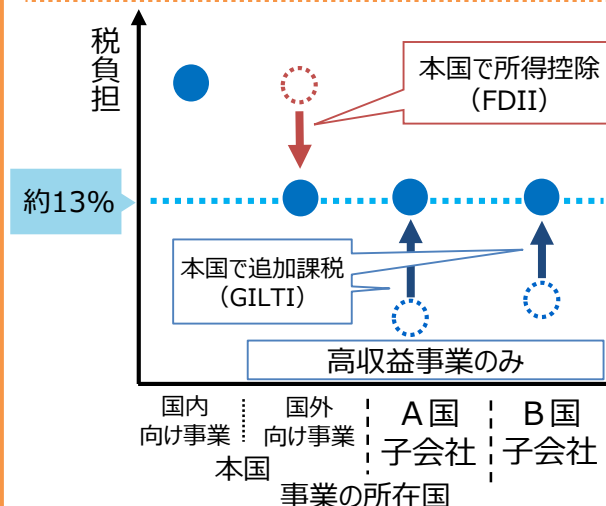
⇒ 軽課税国への事業移転の誘因減少



(参考) 米国トランプ税制

米国法人は、無形資産による海外事業を世界のどこで行っても税負担は同一

⇒ 軽課税国への事業移転の誘因減少

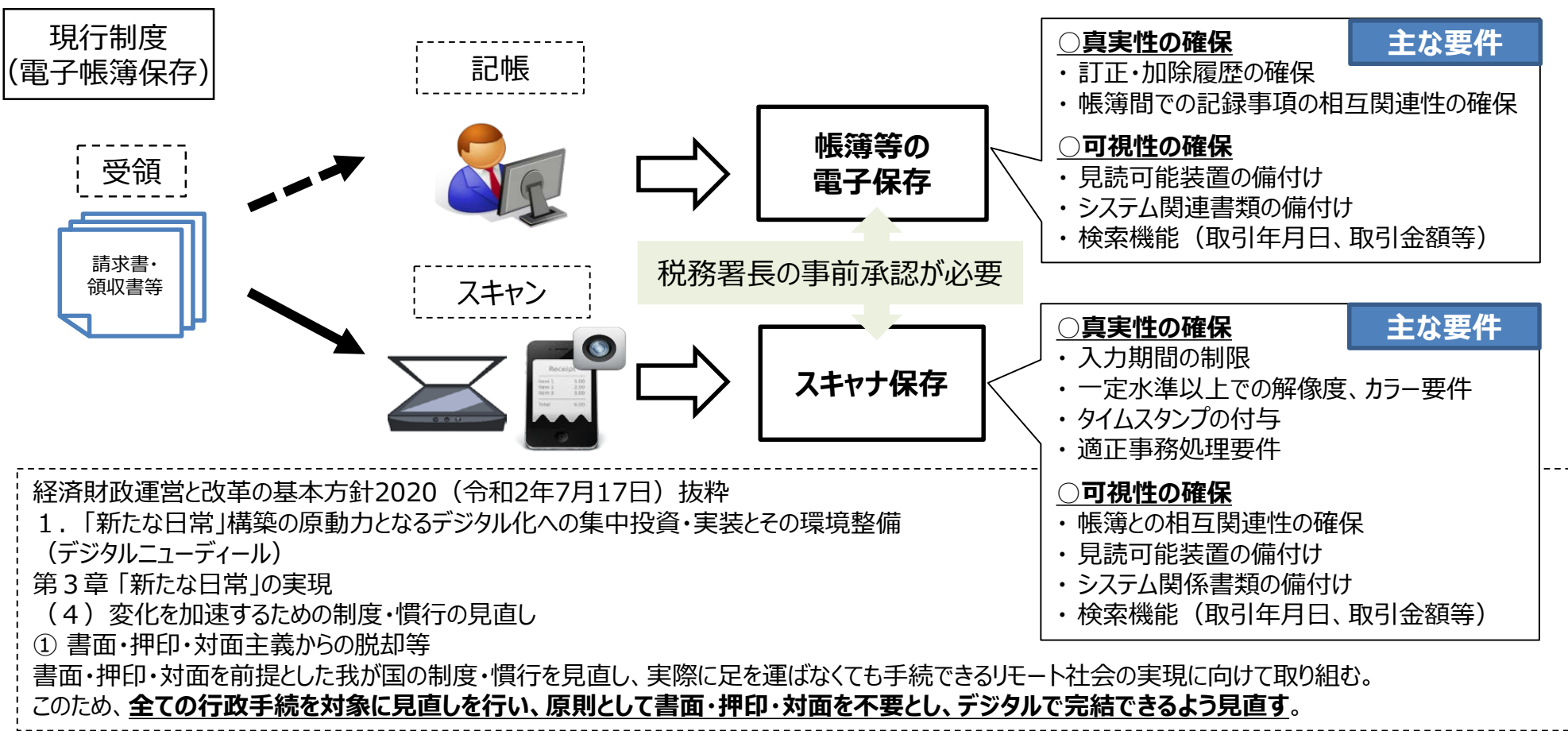


電子帳簿保存制度を含む申告・納税手続に係る所要の見直し

(所得税、法人税、消費税その他の国税及び地方税)

その他

- 感染症拡大を契機に顕在化した社会的課題や、事業者のバックオフィス効率化を目指す観点から、税務面においても所要の見直しを進めるとともに、デジタル化を一層推進する必要がある。



要望内容

- 事業者の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、電子帳簿保存制度に係る各種要件や、税務署に提出する書類の押印規定等について、現場実態に即した形で緩和する見直しを行う。

- ガス供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「一般の事業」とは異なる扱い。
- 2022年(令和4年)のガス導管部門の法的分離などを前に、他エネルギーとの競合に加え、ガス市場の競争が激しくなる中で、事業者間の「課税の公平性」を回復するべく、全面的に一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。

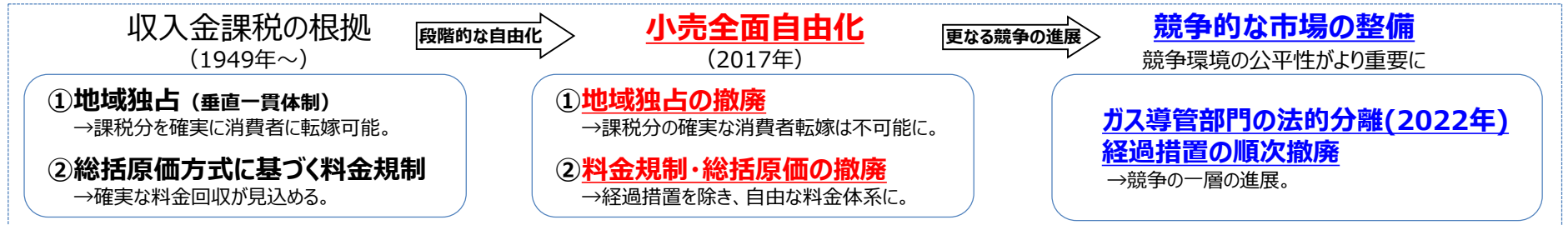
※電気供給業に係る法人事業税の課税方式についても、令和2年度税制改正を踏まえ、引き続き検討を行う。

現行制度

法人事業税の課税標準が収入金額とされ、一般の事業と課税方式が異なる。

(地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要。)

※平成30年度、ガス供給業を営む中小ガス事業者のみ、一般の事業と同様の課税方式に見直し。



要望内容

【ガス供給業】 **収入金課税 (税率約1.3%)**

法人事業税 収入割 約1.3%

※地方法人特別税を含む

【一般の事業】 **所得課税 (所得割+外形標準課税)**

資本金1億円超の事業者

法人事業税 所得割 約3.6%	付加価値割 1.2%
※地方法人特別税を含む	資本割 0.5%

資本金1億円以下の事業者

法人事業税 所得割 約9.6%

※特別法人事業税を含む

注：大手ガス事業者や一部の中小ガス事業者（11事業者）のみ。

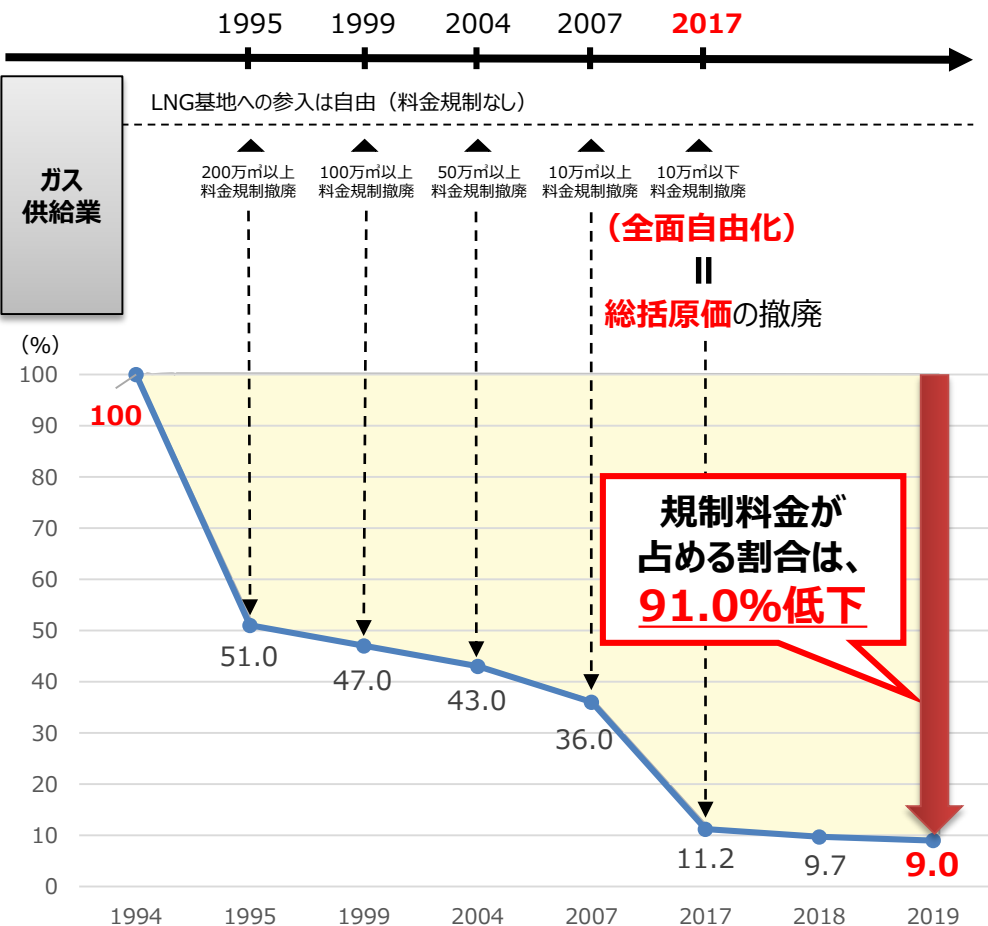
所得割 ③ 外形標準課税 ⑤

(参考 1) ガス供給業における料金規制の撤廃及び新規参入状況

- ガス供給業では、2017年に料金規制・総括原価は撤廃され、異業種からの新規参入が進展しており、ガス市場における競争が着実に進んでいる。

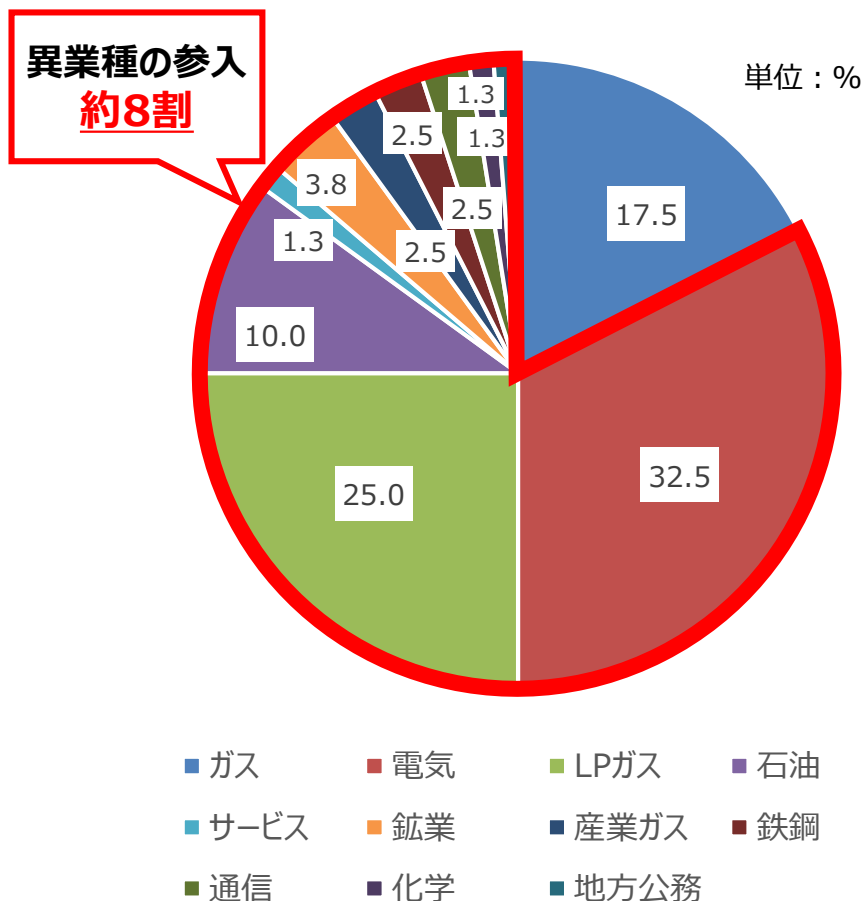
⇒ 収入金課税を引き続き適用する根拠は失われてきており、是正が必要。

規制料金によるガス販売量の割合



※10万m³以下の一部の事業者のみ経過措置料金規制が存続 (自由料金メニューも選択可能)

新規参入者80者の主たる事業 (2020年8月)



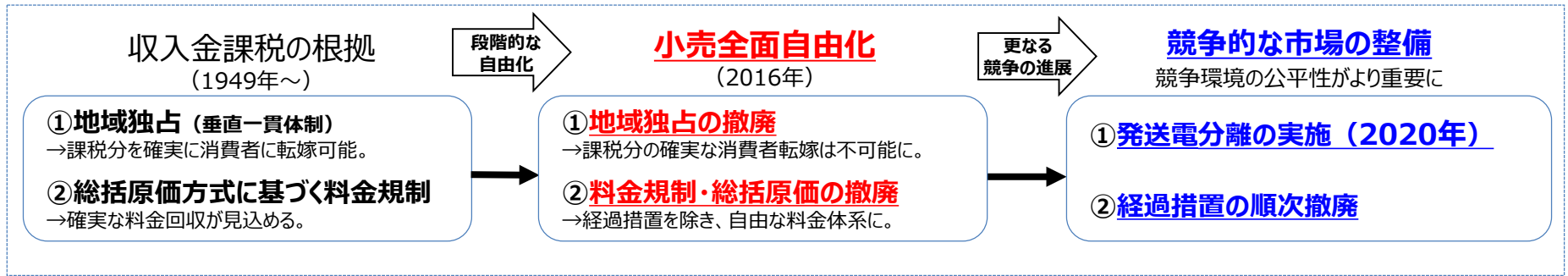
(参考2) 令和2年度与党税制改正大綱

【第三 検討事項】(抜粋)

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

(参考3) 電気供給業の法人事業税の課税方式に関する令和2年度税制改正概要

- 電気供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「一般の事業」とは異なる扱い。
- 令和2年度税制改正においては、発電・小売事業の一部に外形標準課税を組み入れることとなったものの、令和2年度与党税制改正大綱では、「その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」ことが明記された。
- 「一般の事業と同様の課税方式」の実現に向け、課税方式の見直しについて引き続き検討する。



令和2年度改正概要

収入金課税のみ



【令和2年度～】

一部の事業については
2割程度に外形標準課税を導入

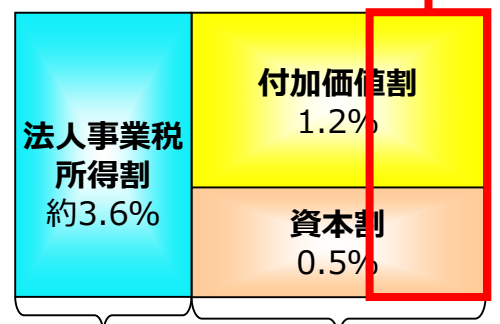


収入割 外形標準課税

(*1) うち0.3%は特別法人事業税に係る税率

(参考)

一般の事業 (所得割+外形標準課税)



所得割 ③ : 外形標準課税 ⑤

(*2) うち2.6%は特別法人事業税に係る税率54

- 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則等において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。
- 税制面の措置については、参加国の出展コストに大きな影響を与える重要な事項であり、日本政府がこれらに基づく措置を講じることを約し、各国に対し参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裏の開催につなげる。

2025年大阪・関西万博概要

1. テーマ・サブテーマ・コンセプト

テーマ : いのち輝く未来社会のデザイン

“Designing Future Society for Our Lives”

サブテーマ : **Saving Lives** (いのちを救う)

Empowering Lives (いのちに力を与える)

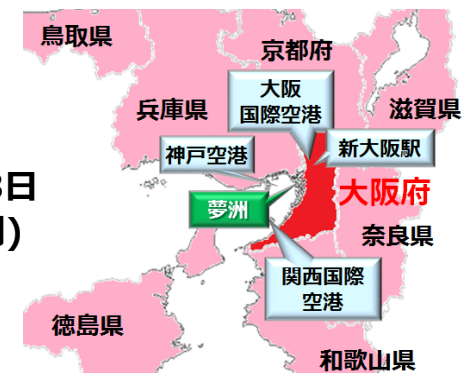
Connecting Lives (いのちをつなぐ)

コンセプト : **People's Living Lab** (未来社会の実験場)



2. 基本事項

- ①開催場所
ゆめしま
夢洲 (大阪市臨海部)
- ②開催期間
**2025年4月13日～10月13日
(184日間)**
- ③来場者数(想定)
約2,800万人
- ④経済波及効果 (試算値)
2.0兆円



要望内容

- 博覧会に参加するために来日する非居住者が稼得する万博関連の非営利所得等については課税しないなど、所要の措置を講じることを検討する。

IV. 制度整備・改善

IV. 制度整備・改善

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の令和3年度新規補助事業を適用対象に追加する。

- 原料用途免税の本則化（揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税）

原料用石油製品等に係る揮発油税等の免税・還付措置について、本則において非課税として措置する。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るため、外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

IV. 制度整備・改善

- 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

- 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

V. 新設・延長・拡充

V. 新設・延長・拡充

- 技術研究組合の所得計算の特例の延長（法人税）

技術研究組合が賦課金をもって取得した試験研究用資産の圧縮記帳をした場合の減額分を損金算入する特例措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 割賦販売法の改正に伴う所要の措置（法人税、消費税、法人住民税、事業税、地方消費税）

割賦販売法の改正に伴い、新たに性能規定を取り入れ、技術・データを活用した与信審査類型等が追加されたため、追加された類型についても従来の登録包括信用購入あっせん業者と同様の税制措置を講ずる。

- 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置（所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

電気事業法の改正に伴い、新たに創設される災害復旧交付金制度や配電事業ライセンス・特定卸供給事業ライセンス等に係る所要の税制措置を講ずる。

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会が出資する投資事業有限責任組合を通じて行う金銭貸付業の収益事業からの除外措置（法人税、法人住民税、事業税）

独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会が、自らが出資する投資事業有限責任組合を通じて行う金銭貸付業については、その公益性に鑑み、法人税法上の収益事業から除外する。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、適用期限の延長（2年間）を図る。

V. 新設・延長・拡充

- 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長（印紙税）

株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付を行う場合の印紙税を非課税とする措置について、適用期限の延長（5年間）を図る。

- 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

製品の安定供給を通じた我が国産業の発展、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保、中小企業の経営の安定を通じた地域経済の発展、雇用の確保を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税に係る特例措置の延長（事業税）

卸電力取引所を介した取引により発生する自己約定によって生じる電気事業者が卸電力取引所に対して支払うべき金額に相当する収入金額を法人事業税の課税標準から控除する措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（2年間）を図る。

V. 新設・延長・拡充

- ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等に係る法人事業税の控除措置（事業税）

ガス供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、ガス供給に関連して必要となる取引で、ガス事業者の分社化に伴い外部化されるグループ会社間取引等となるものについて、支払うべき金額に相当する額を控除する措置を創設する。

- グリーン化特例の延長・見直し（自動車税、軽自動車税）

自動車税種別割及び軽自動車種別割のグリーン化特例を延長し、平成31年度与党税制改正大綱を踏まえた見直しを行う。

- 熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、熊本地震に係る措置の適用期限の延長（2年間）を図る。

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直し（相続税、贈与税）

法人版事業承継税制について、中小企業経営者が高齢化している現状を踏まえ、後継者の役員要件の見直しを行う。また、個人版事業承継税制について、対象となる特定事業用資産の見直しを行う。

VI. 共同要望（他省庁主管）

VI. 共同要望（他省庁主管）

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 特定の資産（被災区域の土地等）の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長（所得税、法人税）

資産の買換え等を促進し、被災地の産業の復興を支援するため、被災区域内にある土地等又はこれとともに建物若しくは構築物の譲渡をして、国内にある土地等又は減価償却資産の取得をした場合等の特例措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 福島イノベーション・コースト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設（所得税、法人税、法人住民税）

福島復興再生特別措置法の改正により設けた福島イノベーション・コースト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る課税の特例の規定を踏まえた税制措置を講ずる。

- 企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債務放棄の追加）（法人税、法人住民税、事業税）

事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実行性を高めるため、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を創設する。

VI. 共同要望（他省庁主管）

- 被災代替資産等に係る特例措置の延長（法人税、所得税、固定資産税）

東日本大震災に起因して取得等した被災代替資産等に係る特例措置の延長（3年間）を図る。

- 復興産業集積区域における被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の延長（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

被災地域の雇用機会の確保等のため、復興産業集積区域において講じられている特例措置について、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化のうえ、適用期間を令和6年3月末まで延長する。

- 沖縄振興関連税制の延長（法人税、法人住民税、事業税、事業所税 等）

沖縄振興関連税制の延長（1年間）を図る。

- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設（その他）

企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。

- 国際金融ハブ取引に係る税制措置（所得税、法人税、相続税等）

金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させ、日本をアジアの国際金融ハブとして確立するべく、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずる。

Ⅶ. 廃止・縮減

Ⅶ. 廃止・縮減

- 事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例の廃止（法人税、法人住民税、事業税）

中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から出資を受けた場合に、同機構出資分を大企業分と評価しないこととする特例措置については、廃止する。

- 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー発電設備等の特別償却）の廃止
（所得税、法人税）

再エネ発電設備・付帯設備の投資を促進する税制措置については、適用期限をもって廃止する。

- コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の廃止（固定資産税）

コージェネレーション（熱電併給）設備に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限をもって廃止する。